

平成29年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

平成29年6月14日(水)

午前10時10分開議

1 議事日程

- 第 1 議案第29号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第30号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第31号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第32号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 5 議案第33号 永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくりの推進に関する条例の制定について
- 第 6 議案第34号 町道の廃止について
- 第 7 議案第35号 こしの国広域事務組合規約の変更について
- 第 8 議案第36号 指定管理者の指定について
- 第 9 議案第37号 松岡公民館耐震改修工事請負契約の締結について
- 第10 議案第38号 旧上志比小学校体育館耐震改修工事請負契約の締結について
- 第11 議案第39号 消防ポンプ自動車(CD-1型)の取得について
- 第12 議案第40号 災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-1型「CAFS装置付」)の取得について
- 第13 発委第 1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 陳情第 1号 障害者施策に関わる陳情書採択について
- 第15 平成28年分陳情第3号  
県民の利便性を最優先に、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択について
- 第16 閉会中の継続審査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

1番	上坂久則君
2番	滝波登喜男君
3番	長谷川治人君
4番	朝井征一郎君
5番	酒井要君
6番	江守勲君
7番	小畑傳君
8番	上田誠君
9番	金元直栄君
10番	樂間薫君
11番	川崎直文君
12番	伊藤博夫君
13番	奥野正司君
14番	中村勘太郎君
15番	川治孝行君
16番	長岡千恵子君
17番	多田憲治君
18番	齋藤則男君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教	育	長 宮崎義幸君
消	防	長 朝日光彦君
総	務	課 長 小林良一君
財	政	課 長 山口真君
総	合	政 策 課 長 平林竜一君

会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課 長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	清 水 和 仁 君
建 設 課 長	多 田 和 憲 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
永 平 寺 支 所 長	坂 下 和 夫 君
上 志 比 支 所 長	酒 井 健 司 君
学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	山 田 孝 明 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 川 上 昇 司 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご参集をいただき、ここに17日目の議事が開会できますことを心より厚く御礼を申し上げます。

本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどをお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第29号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第30号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第31号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第4 議案第32号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第29号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第4、議案第32号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの4件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第29号から日程第4、議案第32号までの4件を一括議題とします。

本件は、去る平成29年5月29日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されてお

ります。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

12番、伊藤君。

○予算決算常任委員長（伊藤博夫君） 予算決算常任委員会からの報告でございます。

ただいま上程いただきました議案第29号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算及び議案第30号から議案第32号までの特別会計予算についてご報告を申し上げます。

平成29年5月29日に第3回永平寺町6月定例会議において当委員会に付託されました議案第29号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についての主な内容は、永平寺参ろ一どでの自動走行実験事業を推進するに当たり、国の地方創生推進交付金の採択を受けたため、その関連事業を盛り込んだほか、防災無線のデジタル化に伴い、アナログ式戸別受信機の購入世帯に対し無償で交換する費用を計上しております。また、御陵児童クラブ移転改築工事費については、より安全で快適なものにするための増額や、松岡総合運動公園グラウンド改修工事費にはスポーツ振興くじ助成金の交付内示を受けたため財源更正となっております。

これら一般会計補正予算総額は5,055万3,000円の計上となり、各課項目ごとに慎重なる審議を行い、採決の結果、賛成多数にて可決いたしました。

また、議案第30号、国民健康保険事業、議案第31号、介護保険、議案第32号、上水道事業会計補正予算総額302万6,000円については、前期高齢者納付金の算出方法の変更による不足分の計上や、過年度事業の精算に伴い介護給付費の返還金を計上したほか、上水道事業については非常勤職員を雇用する賃金であります。

これら3件についても慎重なる審議を行い、採決の結果、いずれも賛成全員にて可決いたしました。

以上が予算決算常任委員会の報告とし、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（齋藤則男君） これより日程第1、議案第29号から日程第4、議案第32号までの4件について、1件ごとに行います。

日程第1、議案第29号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私は、一般会計補正予算について討論を行いたいと思います。

本議会に提出されました一般会計補正予算は、子育ての町としての幼稚園、幼稚園のリフレッシュや放課後児童クラブの施設の充実、さらには今後、交通状況を変える未来ある要素のある車両の自動走行実証など、必要な予算とも考えております。

しかしながら、防災無線のデジタル移行に伴う中で、デジタル戸別受信機の無償交換の事業であります。これはデジタル化が決定している状況の中で、アナログ式戸別受信機を町の支援策である防災資材補助により1台1万円以下の購入者に対して74世帯中希望者66世帯に無償で交換するというものであります。しかし現在、デジタル戸別受信機は町のこの補助を受けても1台当たり3万から4万になる現状があります。同じような対象に対して二重の補助となり、また同内容の補助対象に対しては大変不公平になるものであると考えます。この事業は町民全員対象とするものだけに、問題を考えると、アナログ機の補助対象機とデジタル機に交換するには不公平になるための差異をお願いするのが当然であるというふうに思います。

アナログ式購入の際には当然その違いを示すべきであり、この点から考えると今回の補正予算に対する賛成の立場にはとれず、保留の立場を表明せざるを得ないというふうに思います。

よって、この補正予算に対しては棄権をする旨をお伝えしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○15番（川治孝行君） この案件につきましては、デジタル化までの一、二年の間に何が起こるかわからないということから、緊急時に備えて77世帯に補助したということであります。

今回は77世帯のうち66世帯が戸別受信機の要望があったということから、賛成といたします。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は基本的には討論ということで、本来でいうと反対討論なんです、意見を言う場がないということから討論の場を利用して言わせていただきます。

今回の補正予算を見てみますと、基本的には予算の目的、つまりその内容が具

体的に示されていない。問われたら答弁するという内容のものがありました。今回はこの点で、例えば土質調査とか交付金の問題です。そこが見られるわけです。

なぜ、当初からそういう説明をきちっとしておかないのかということをもっと聞きたいと思うんです。これらも予算という意味では不必要だということにはならないんですが、そういう説明の問題で私は問題があると思っています。

今回の予算は、例えば保育園の長寿命化の問題なんかを含めると、私たちの暮らしに必要なことはあるんですが、例えば振りかえると以前、町有地の売却のときもそうでした。7万円程度で昭和50年代に買った土地を坪1万円で売却するということがありました。このときの答弁も、これは見過ごしていた、わからなかった。議会も説明受けていないからわからなかったということで後でわかるんですが、聞かれなければ答えないという説明の仕方は問題があると思っています。

そういう意味では今回、そういうことを正す意味で、反対という立場じゃないんですが、意見表明する場がないので退席して棄権という形をとっていきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、この補正予算につきまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほどの防災行政無線の戸別受信機におきましても、また今、金元議員からの行政の説明不足といったお話がございましたが、このデジタル無線の戸別受信機におきましても、昨年12月の全員協議会におきましても説明を受けておりますし、また上志比地区、永平寺地区にも十分周知をされているということを伺っております。

また、今回のこの戸別受信機の補正に関しましては、もともとアナログからデジタルに移行する予定ではなく、上志比支所の移転もしくは取り壊しのお話が出たときに防災行政無線の移設という話がありました。そのときに点検調査を行いましたところ経年劣化が激しいということで、それまではアナログのまま行政は住民の方にデジタルにまだ移行しませんというお話をしていた中でのこの戸別受信機のアナログの購入といったことになっておりました。

しかし、上志比支所の移設の件でそういったお話になりましたので、今回は急遽、アナログからデジタルに移行するというので、行政といたしましても補償

という意味も込めまして今回この補正予算を上程したということをご認識しておりますので、その点につきまして私は賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 原案に反対者の発言を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） まず、反対の立場ではないんですけれども、先ほど2人の議員言われたとおり、私は2点ですが、予算委員会でも発言させていただきましたが、やはり実証実験の交付金の活用方法、イベントに100万ずつ増額していたということが、ある意味こちら側の予算委員会での質疑で新たにわかってきた。また、上志比地区の宅地開発の調査もそのときにわかってきた。

今まで町長就任以来、全員協議会でさまざまな説明、資料をもとに説明していただきました。そこは大変評価をしていたわけなんですけど、今回、これについてはぜひ事前に協議をしていただきたかったなという思いも込めまして、今回の補正予算については退席し、保留をさせていただきたいなと思っております。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第29号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第30号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第30号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第31号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第31号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第32号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第32号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第5 議案第33号 永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくりの推進に関する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第5、議案第33号、永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくりの推進に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年5月29日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） それでは、総務常任委員会より議案第33号、永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくりの推進に関する条例の制定について、委員長から報告させていただきます。

去る6月9日金曜日午前8時57分より11時10分まで委員会を開催しました。全委員及び町長を初め副町長、以下関係理事者の出席を求め委員会を開催しております。

この付託案件、議案第33号、永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくりの推進に関する条例の制定について、内容でございますが、この条例の制定は、現在、若者や学生が連携したまちづくりと本町は考えている中、少しずつではあるかもしれませんが、改めてこの条例を制定し、強固な若者が活躍するまちづくりにしていきたいことがこの条例の目的でございます。

名称を永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくりの推進に関する条例の制定についてと称し、地域の若者や学生方々がまちおこしの一翼を担って活躍していただきたい内容であります。

しかし、一方的にまちづくりを若者や学生に押しつけるのではなく、地域住民を中心に、行政はもとより各種団体や企業のいろいろな方々と、肩の力を抜き、地元の若者や学生さんと気楽に話ができる、油と水ではなくのごとく理解し合うまちづくり、すなわち相互が参画し、永平寺町に実利が得られる今回の条例制定の目的であることを委員会で確認させていただきました。

意見の内容でございますが、先ほど全協で配付しております報告書のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上、総務常任委員会におきまして、全員賛成で可決といたしましたので、妥当なご決議をよろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） それでは、先ほどの全協でもちょっと確認させていただきます

したが、内容について一、二点確認させていただきたいと思います。

まず、中に、「まちづくりを行うための目標を掲げ」という中で、町の行事とかイベントとか事業とか、そういうものに活躍できる実施計画をというふうにありました。そこで、私はそれも当然大事ですが、その地域で生活する若者にとって、その地域でどうするのかという目標を掲げるということに関して何かご意見等あったかというのを1点お聞きします。

もう1点です。この条例の中で若者や学生がまちづくりの中で実利が得られるまちづくりに取り組むというふうな、相互の参画して、ありました。

でも、私はそれも当然大事ですが、それ以前にその若者が生活をする上での充実感であったりとか、地域で、例えば集落でどのように自分たちは活躍というんですか、そこまでいかなくても生活を豊かにするそういうもの。また、仲間づくりというものを、もっとこの、その以前に必要なかというふうに思うわけですが、そういうことについての取り組みについてのご意見または要望等がなかったのが2点目。

もう1点は、それに伴う予算とか具体的な政策等についての状況の中からこうやっていくというような方向性は示すことがあったのか。

その3点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） ただいまの議案第33号の条文の中の「目標を掲げ」ということでのところで、町の事業や行事、イベント等に活躍ができる実施計画を作成するというふうに確認をさせていただいておりますが、具体的に生活するに、活躍する意見はなかったのかというようなことでございますけれども、具体的にということではここでは意見を交わしておりません。

また、2番目の若者や学生が活躍するまちづくりで、どう機能させるのかと確認をさせていただいておりますが、この中で今、ご意見がございました例えば集落間での若者等々の生活等での取り組み。これらについても、これはもうその集落ごとに違うとは思いますが、取り組みられやすいように、また行政なり地域住民、また区長を初めそういったことで具体的に取り組む必要が、みずから若者の手で、また地域の手で担っていくというんですか、そういうふうに取り組んだほうがいいかというふうに私は思うわけでございますけれども、また理事者の皆さんが、理事者の方でこういうふうなことを計画しているというのであれば、つけ添えていただきたいというふうに思っております。

また、3番目の具体的な方向性、これについても今、2番目の意見と私同じようなことをございますので、これらについても理事者のほうで何かございましたらひとつよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まちづくり条例に関するまちづくりの目標ということでございますけれども、いろいろな考え方があるかと思っておりますけれども、まずはこの条例を通しまして、若者、学生によるまちづくりということが永平寺町として宣言といたしますか意思表示させていただくというようなことで、それに基づいて若者、学生が地域の中でより身近に感じていただく、議員おっしゃるとおりより身近に感じていただくということが大事ななというふうに思っております。

若者、学生のそれぞれの感性によって、町の特性を生かしたまちづくりに参画していただくということを目標にしておりまして、実施計画というお話がありましたけれども、計画を先につくって、計画を優先するのではなく、いろいろな活動の中、例えばスポーツですとか趣味といった中で若者が集まるような機会を提供させていただきながら、そういった活動を通して、その活動が盛り上がってくれば、若者、学生主導によるそういった推進に向けた計画ですとかそういったものは若者、学生とともにつくっていききたいなというふうに考えているところです。

あと、実利云々という話の中で、まずはやっぱり地域の中でできればそういう拠点づくりといたしますか、若者が集まる場所の提供といたしますか、そういったことが必要かなとは思っています。そういった中で、例えばですけれども町の施設を有効に活用できるのであればそういった町の施設等も有効に活用していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私、この条例に反対するものではないんですが、基本的なところで委員長さんに聞きたいんですが、この条例の設置の意味。要するに意味、意義というんですか、目的は書いてあるんですよ。そういう意味でちょっとどういうことを思われているのか。一つは。

2つ目は、この条例ができると今までと大きく異なることになるのか。

3つ目は、この条例制定による予算措置はどうなっているのか。

といたしますのは、私、これまで消防では学生さんが消防団員になるというふうなことで先例として取り組まれてきて、実際、参加していらっしゃる学生さんもいらっしゃるということでした。これは、そういう扱いはこういう中ではどうなるのか。

僕は非常にいい例だと思うんですね。学生さんが学生時代に異国というところですが、ちょっと違う地域でそういう地域の消防団に参加するというのは、地域の消防団ってある意味非常に泥臭い活動、地域色の強い活動やと僕は思っております。

そこへ学生さんが参加するという事は、僕はそれからの学生さんの将来にとっても非常に教訓になるし、消防にとっても学生時代はこっちにいるけれども、帰ったところで消防団なんかに触れる機会があるということで非常に相乗効果があるんじゃないかなということを思っています。

何で私がそういうことを言うかということ、条例をつくることで心配しているのは、いかめしくまちづくりへ参加という条例をつくらなあかんのかということなんです。

ここに大学が何十年も存在してきたわけですね。そういうことが何でできてこなかったかということやをきちっと総括しての条例なのかなという思いがあるわけですね。

そういうことでなしに、消防団みたいに参加しませんかという呼びかけに応えて参加してくれる人たちが地域のいろんな活動に参加、自然に参加できる条件づくりというのが本町ではどうだったのかということも含めて、条例をつくることの中で一遍見直してみることも大事なんじゃないかなと思います。

その辺、委員長の思いも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 今、金元議員のほうから、この条例制定について、委員長としてどう思われるのかと、まず1点。

これにつきましては、私、御陵地区振興会の会合等々で出席させていただきまして、そのときの意見等々がございました。女性の方からですけれども、地域の方で、非常に多く学生さんとすれ違うのであるが、日中、やはり挨拶、一言挨拶、「おはよう」「行ってらっしゃい」とか「行ってきます」とかそういうことから始まるんだと。これが最近の学生に、する学生さんはおられるんだけれども、なかなかこちらからもかけにくくなっている現状もあるということで、まずこうい

うふうなことを推進していく。これがまちづくり、今、若者と学生がというようないろいろな、企業、また働くところ、学生が勉強するところ、そういったことでの地域とのつながりができ、安全・安心なまちづくりが構築されるのではなからうかというふうに私の思いでございます。

このために、やはりこういった条例の制定は、確かに意識づけ、先ほど2番目の条例ができるとどう変わるのかということでございますけれども、こういったものから一つ一つ構築して行って、まちづくりというものが構築されていくんだなど、積み上げてされていくんだなというふうに思っているところでございます。

また、3番目の予算措置はどうなっているのかと。これにつきましては行政のほうからひとつよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、この条例に対する予算づけということですが、現状ではその予算というものは特にございません。

ただ、それは今このまちづくり条例を制定させていただいて、先ほどの繰り返しになりますけれども意思表示、宣言させていただいて、今後、そういった若者によるまちづくりの動きが盛り上がってきた中で、そういった必要な予算を支援していくというようなことで考えています。ただ、今現状の既存の予算の中で当てはめるといいますか活用できるとすれば、わがまち夢プランとかそういった予算等も活用できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 福井大学ができて35年、県立大学ができて20年、学校、大学がある町ということでやっていましたが、一部では交流がされていますが、もう一度しっかり学校のある町として、そういう学生のパワーをこのまちづくりに生かそうというのも一つですし、もう一つ、今、少子・高齢化の時代になりまして、若者の人口自体がだんだんだんだん少なくなっている中で、どうしてもいろいろ町の例えば諮問委員会とか活動とかそういったのしますと、なかなか若い人たちの参画がない、そういった現状もあります。

今回のこの条例は、今ほど政策課長も言いましたが、やはり今もしっかりいろいろ大学、また若い人たちが活動できる取り組みをしまして、これをしっかりこういった宣言、また覚悟を示すことによって、より一層若者の参画を呼び込んでいこうというふうに思っています。

まずは、各課、また職員がどうしたら若者がこの事業に参画してもらえるか、若者を呼び込もうか、盛り上げていけるかということも仕事をする中でしっかり自覚しながら進めていくことも大事ですし、また今回、この条例の制定づくりにはいろんな大学の皆さん、そして地域の若者の皆さんの意見もしっかり入っております。こういったことで学生にとっても、また若い人たちにとってもまちづくりに参画することによって楽しかったり、何かメリットもあったり、そういったこともしっかり訴えていくことによって、いい関係が保てるように進めていきたいというふうに思っております。

そういった意味で、今回、この条例の制定ということでやっていきたいと思えますし、もう一つ予算につきましては、実は今、数年前から青年活動を支援しようということで数万円ですけど、予算を持たせていただいております。若い人たちが呼び合って、いろいろなイベントとかにも出ていただいているんですが、なかなかその輪が広がっていかないという現状もあります。そういった活動の予算は継続はしていきますが、今後やっぱり期待できる予算といいますと、若い人たちがこういうことをやりたい、こういうので何か町は支援してくれないのかとか、そういったことがばんばん出てくるような町になればどんどん若い人たちが活発になってくるなと思いますので、そういった両方の面でこれからいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） いろいろ思いとか、地域ではもっと自然体で交流できたらいいなという思いで、行政のほうとしては僕は何となく仰々しいなという感じ、条例をつくって交流については。

大学なんかとの関連でいうと、若い人たちが大学と交流していました。でも、町議会の目というのは割とそういうところへ支援するのは批判的な目が多かったように僕は見てきました。ただ、昔、体協なんか僕ら役員やっていた当時は、やっぱりこっちのソフトボール大会とかそういうなのに福井大学、まだ県大はなかったころですが、呼びかけて参加してきてもらった時期もあるんですね。それがやっぱり続いてこないんですね。

だから、私の経験からいうと、学生時代、茨城県の片田舎で寮生活していましたけれども、必ずその地域の大会があれば案内が来ていました。私なんかも弓道をやっていた関係で地域の弓道連盟に加入して、練習に行くのは4キロ以上1人で、自転車なかったですから歩いて通いましたけれども、非常にやっぱり地域の

人たちにはかわいがっていただきました。それは非常に今でも熱い思いとして残っているのですが。

そんなことをやっぱり考えると、僕は先ほど言われました地域の人たちが自然に交流できる、そんなことへもどう支援していくのかということが、やっぱり町に関心を持ってもらう、大上段にまちづくりに参加してくださいというのではなしに、自然と参加できる条件づくりになるのかなど。

そんなことも含めて、こういう条例ができたのを機会にいろいろ考えていっていただくとありがたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 委員長報告でございますので、委員長より発言をお願いいたします。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） もう本当に手のひらにとるようによくわかります。その取り組みをそういうふうにしていただけたらと、自分の経験を生かして、こういうふうなこともできるんだというまちづくり、若者の育成をお願いしたいと思います。

町長、何かありましたら。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ありがとうございます。

実はもう今も結構活発に、地域の皆さんとか団体の皆さんと地域の学生さんとかの活発が盛んになっています。今、未来会議の中では永平寺町に住まわれている外国の留学生の方と地域の方が交流をしていたり、また第九を歌うコールフロイデさんは大学生と一緒に第九の合唱の練習に励んで発表もしていただいたり、今の御陵振興会の皆さんも公民館まつりでは大学の吹奏楽部とか来ていただいたりもしています。そういったのをさらに町がどんどん支援していったり、また例えば地域の皆さんがちょっと大学と連携したいんだけど間入ってくれませんかとか、そういったのも積極的に結びつけていく。そういったこともしっかりしていくことが大事だと思います。

おっしゃるとおり、町が仰々しくこの予算があるからこうやってやってくださいとかそういったのではなしに、やはり地域の中で町がいかにコーディネートできるかというのも大切な役割だと思っておりますので、またそういったふうに一生涯懸命やっていきたいと思っております。

それと、今回は松岡駅前で行う秋浪漫という、夏の終わりに秋の入り口にやる

んですけど、それも実は若い商工会青年部の皆さんが中心となって、独自でもっとこういうふうに盛り上げていこうとかそういったこともやっていただいておりますので、中心になっているいろいろな団体を巻き込んでやっているんですが、そういったのでまた若い人たちの輪が広がっていけばいいなというふうにも思っております。そういった機会、お願いをしっかりとこれからも目を向けてしていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 自由討議の提案がありますので、自由討議に入ります。

なお、自由討議についての実施要綱

なお、自由討議についての実施要項4の2に基づき、発言は5分以内の3回までとします。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほど質疑の中で明らかになってきたと思うんですが、私もこの条例に対して何も反対するものじゃなく、またある面では賛成する立場なんですが、ただ、今出てきた中でありました。若者が参画する、それは私は後からついてくるものだというふうに思っています。それ以前に若い世代が集って語り合う、例えばそこで生まれたところ、また育ったところの地域の中で、また集落の中で、自分たちの悩みであるとか、ある面では今後のことであるとか、そういう生活を見詰める。そういう語り合うというんですか、そういう場が必要だと。それをぜひとも今回の条例を機会に、そういう計画、実際の具体的な措置、または予算、そして集える場を設けるような対応をぜひ一義とすべきだと。それが今後のここにある若者がそのまちづくりに参画してくる一つの要因であると考えます。

そういうものをぜひ今回のこれを契機に、町行政とともに、また皆さんと一緒に考えたいと思うんですか、そういう場が必要である。そういう予算、または人的支援をぜひとも必要だというふうに考えておりますので、それをぜひ皆さんの中でちょっと討論できたらいいと思っております。

○議長（齋藤則男君） 12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 今ほどの若者の学生が活躍する場の推進ということで、これは我々議員の中でも4人ほどがオブザーバーで参加をして、この条例をつくったとき。

それから、4月28日の全員協議会でも詳しく行政側から説明を受けております。予算につきましても13条ですか、援助ということで、または予算の範囲内において財政的な援助をすることができるというふうなことも入っていますし、そういうふうなことも議論はしております。

その中で、今ほど言った地元の若者も参加できるようなシステムということ、それは前々から全員協議会の中でも言っておりますし、十分理解していると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こういったことで、議会としては何回となくこういうふうな若者の推進というんですか、関係する条例につきましては検討しているということだけを報告しておきます。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひともこの条例を契機に、今ほど言いましたような若者が集まっているいろんな悩みとかそういうしゃべり合う、そういう機会をつくるような施策、そしてそれに対する予算、そういうものをある面ではすぐ実行の、例えばこれこれと目に見えてこないのもあるかもしれませんが、そういうものにぜひ予算を投入してほしいということを、この条例を契機に考えていただくよう要望、または一緒に考えていきたいと思ひますので、それをぜひとも考えていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 以上で自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第33号、永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくりの推進に関する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時44分 休憩）

---

（午前10時45分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第6 議案第34号 町道の廃止について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第6、議案第34号、町道の廃止についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年5月29日、産業建設常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、副委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、朝井君。

○産業建設常任委員長（朝井征一郎君） それでは、議案第34号、町道の廃止についてにつきましては、当委員会として出席委員、賛成全員で可決となりました。

審議の詳細につきましては、副委員長の川治議員から報告させていただきます。

○議長（齋藤則男君） 15番、川治君。

○産業建設常任副委員長（川治孝行君） 当常任委員会は、委員長が所用によりまして欠席されましたので、かわりまして報告させていただきます。

当常任委員会は、委員5人の出席のもと6月9日午後1時より開催し、今議会に提案され付託されました議案第34号、町道の廃止について慎重に審議いたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第34号は、松岡清水地区の町営住宅地内の町道の廃止であります。現在は町営住宅もなく雑地となっております。福井しあわせ元気国体の会場として松岡中学校体育館及び武道館がバスケットボールの会場となることから、地元地域住民のご理解を得る中で、駐車場として整備するものであります。

また、駐車場の整備に当たりましては、付託されました議案第34号の廃止案件である整備区域内にかかる町道松岡清水4号線から9号線の6路線、総延長107.1メートルを廃止するものであります。廃止後は国体の駐車場として約60台の駐車スペースを今年度中に確保し、国体に備えるものであります。

また、国体後は、翠荘の職員や来訪者の駐車場として継続利用するものであります。

慎重に審議し、採決の結果、議案第34号、町道の廃止につきましては、全委員の賛成により可決いたしましたので、報告をいたします。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告にたいして質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第34号、町道の廃止についての件  
を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第 7 議案第35号 こしの国広域事務組合理約の変更について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第7、議案第35号、こしの国広域事務組合理約  
の変更についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年5月29日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） それでは、付託議案、議案第35号、こしの国  
広域事務組合理約の変更についてを報告させていただきます。

この規約の変更でございますが、現在、本町で放映されておりますこしの国ケ  
ーブルテレビでございますが、この事業は住民の理解をいただき平成14年に福  
井県知事の許可を得て当時発足いたしておりますが、現在に至り、運営上、継続

する方針でのこしの国ケーブルテレビと福井ケーブルテレビを統合するためには、事務手続上、この事務組合を一時解散する執務があります。

また、この事業を継続するには従来のこしの国広域事務組合規約の一部を変更する必要が発生します。

今後、永平寺町の住民に対して、従来どおりこしの国ケーブルテレビを楽しんでいただくため、第13条の次に1条を加え、第14条に事務の承継、「事務の承継については、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定める」と条項を加える条文を、本定例会におきましてお認めいただくことをご提案するものでございます。

以上、総務常任委員会において全員賛成で可決いたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 1点だけですが、この14条を新たに加えるということであり、それは民間への移譲の話が出てくる中でこういう条項が必要だということをおっしゃっているようですが、この条項がない規約で今までやってきたわけですね。何で当初からこういうことが入ってこなかったんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 先ほども申しましたとおり、平成14年に福井県の知事の許可をいただいて、住民の理解を得て発足しております。このときの想定としては、解散し、また福井市と統合する、こういった事務の手続上の執務等々におきましては捉えていなかったというのが現実ではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今、委員長からご説明のあったとおりなんですけれども、組合が設立した当初につきましては、事業の移譲ということは当初想定していないようなことであったということで、条文が整備されていなかった。

今回、事業移譲に伴いまして、今後のいろいろな協定書、基本協定書ですか、財産の処分といった作業を進めるに当たって、組合の規約の変更が必要になったということでございます。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 当初はそういう移譲というのは考えていなかった。当時、この事務組合、設立して運営しようとするとき、私も当時の関係者に、ひょっとすると赤字になったりお荷物になったりするのではないかということで聞きましたら、いや、ちゃんと収入で賄える条件というのがそのうちに整うよということを説明されていたんですね。当初はそういう民間移譲というのは考えていなかったということだと思います。

それは、この事務組合の性格からいってそういうものがあつたと。いわゆる難視聴地域の解消のためとか情報を共有できるような条件づくりということで、国の政策の中にそういうことが示されていたからそういうことを設ける必要がなかったんだと思うんですね。

ここに来て、急にやっぱり移譲の話が進んでいるんですが、そういう意味ではどういうところにそういう必要性があると考えているのかだけ答弁をお願いします。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 金元さんが一番よく知っておられると思うんですけども、私らはその当時は直接は捉えておりません、聞いておりませんので、以上です。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午前10時54分 休憩）

---

（午前10時55分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） ということで、詳しいことにつきましては、ここにおられる理事者の方々におかれても、ほとんど当時の方はおられないということでございますけれども、できるだけわかる範囲でご説明をお願いします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 移譲に向けた必要性ということでございますけれども、今後、機器の老朽化に伴って定期的な機器の更新に高額な費用が必要になってくるということと、インターネット通信、番組の放送含めて今後いろいろな急速な進歩に伴う機器の整備というものに対しても非常に高額な費用が必要になっ

てくるということ。

それに伴って想定されるのが利用料金等が値上げされるという、改正されるということもございます。そういったことを総合的に考えますと、今回、事業を移譲するのが一番よい方向性だということで結論づけたというところでございます。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私はこしの国の議会でも言っているんですが、こしの国の議会で聞けばいいというんですけど、最終的な判断は議会がすることですから議会でただすのが筋だと思って質問しているんですが、こしの国の議会でも先々のことを考えるとどうなるかという意味では不安はないわけではない。しかし、必要な事業だということで国が進めるものを受けて本町もやってきたと。条例にも今確認させていただいたのは、そういう想定はしていなかった。移譲という方向は、それだけ必要な事業だということですね。

情報というのはそれなりにコストがかかっても、例えば電気や水道や下水なんかと同じように、やっぱり直接行政が見ていくということやったと思うんです。国は早々と電気とか鉄道については民間へということで方向転換してしまいましたけれども、行政としてやるべき事業として進めてきたのがなかなかこれから先どうなるか。

一言だけ言いますけど、きょう、福井新聞に各自治体で基金があり余っているということで国は交付金を減らそうというそういうことを示しているということで報道されてきました。あり余る基金を持つとそういうことになるというのはこれまでも私はたびたび、それが口実にされるよということは指摘してきたんですけど、そういうお金をどこへ使うかという意味では、まだまだいろいろ考えていく必要がある。これなんかもそういうところではなかったのかなと私は思うところもあります。

ただ、今回は規約の変更ですから、消極的ではありますけれども反対はしないという立場はとっていきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私もあれですが、ちょっと1点ほどお聞きします。

今回のこの中で、当然、条例の改正ではありますけど、今後、移譲というものが伴っている関係上、今現在のこしの国の先ほど同僚議員もありました当初の目的の中から、今現在、住民の方が非常に楽しみにしている点、コミュニティチャン

ネルであるとか行政チャンネルをどのように移管していくのか。どのようにそれを対応していくのかというふうな方向性というのは、当然、その条例を改正して移譲を進めていく中では必要だというふうに思います。そういう面をぜひ、どういふことなのかというのが話されたのかというのが1点。

それから、価格については一応今現在の1,400円を当面維持するという形が出ております。それについては住民の方々もある面では納得しているかと思いますが、それとか今言うインターネットの関係の環境なんかについての質問等はありませんでしたでしょうか。もしもあつたらお伝えいただきたいと思いますが、もしもそのコミュニティチャンネル、行政チャンネルの方向性について話されたんでなければ、その方向性についても行政のほうに問いただしていただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） 今ほどの上田議員のご質問ですが、移譲に対して当初目的のことでおきまして、今後、行政チャンネルとかというようなこと、具体的な話については、この条例変更のことを詰めることをございます。その手前の作業を、この規約を変更するかどうかということで、そこまでの詰めはございませんでしたので、また理事者のほうで答えられるものがありましたらひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、金元議員の当初想定できなかったのかというお話なんですが、多分と言ったら怒られますが、当初、ここまで技術が進むとは想定してなかったんだと思います。例えばアナログテレビがデジタルになって、またそれによってカメラの更新、そして4Kテレビ、次にまた、そういった更新を行うたびの機材の高騰がありますし、インターネットも当時から見てここまでスマートフォンが普及して情報のスピードが求められるということも想定はやはり難しかったのかなというふうに思っております。

そういった中で、ずっと進む中でいろいろな住民の皆さんの情報を求めるそういったものも多くなってくる中で、今なかなかこういったことを行政でこれからやっていくのは更新とかいろいろかかるという課題が出てくるとも思います。

それと、上田議員のおっしゃられた件につきましては、まずこういった一つ一つを決めていってから、じゃ次、民間協定とかいろいろ結ぶ中で次の段階に進んでいくというふうな手続をとっていかないと、今もちろん行政の中ではどうして

いこうかという話はしていますが、決まっていけないことによりましてはなかなか皆さんのご意見とか、またこういうふうにやっていきますよということを正式に公表というか、またご意見をお伺いすることもなかなか、またどうなるかわからないという状況がありますので、その一環としてこういった条例を今出させていただいておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 当然、この条例を改定することによって移譲というのが一歩前進する形になるのは事実であります。

そういう中で、私言いましたように、今、方向性がなかなか、協定とかいろんな形でまだ示されてはいないということでありますが、ぜひともインターネット環境、先ほど言った情報の からインターネットの環境はどうなるのか、また先ほど言いましたように地域の方々のコミュニティチャンネル、行政チャンネルの方向性をぜひとも早目に結論づけて、一歩進んだ段階で結論づけて、こういうふうになります、こういうふうにしたいという、またある面では意見を聞く等、ぜひとも議会にもお示しいただきたいし、住民の方にぜひともそれは丁寧にご説明をいただきたい。それを一つの条件として、この改定については必要かとも思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案がありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第35号、こしの国広域事務組合規約の変更についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前11時04分 休憩）

---

(午前11時15分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第8 議案第36号 指定管理者の指定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第8、議案第36号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第34号、指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町禅の里笑来の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第36号、指定管理者の指定についてでございます。

永平寺町禅の里笑来の運営管理に際しまして、指定管理者の指定について、地方自治法及び町関係条例に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を負わせる施設としまして永平寺町禅の里笑来で、指定管理者に指定する団体の所在地は福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地で、名称、えい坊くんのまちづくり株式会社、代表者、代表取締役、平野信二でございます。

指定する期間につきましては、基本5年間としまして、開始を平成29年7月1日から平成34年3月31日まで、終わりの期間を年度末ということで設定させていただきます。

なお、えい坊くんのまちづくり株式会社につきましては、5月28日に永平寺町役場において発起人10名により設立発起人会を行い、所在地、名称、代表者が承認され、その後、法務局の登記手続を行いまして、6月7日に資本金570万円で発足いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤則男君）　こよれり質疑に入ります。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君）　今回の指定管理について質問いたします。

公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に従って今回の指定になるわけですけれども、指定管理を選定する場合は原則公募ということだろうと思ひます。ただ、この条文に、第5条に管理者の指定の特例というところ載っております。ただ、今回、公募じゃなくて、そうでなかったというきちとした理由を述べていただきたいのと、それと同時に、この5条で指定管理を指定した場合も同条例の3条にかかわる管理業務の事業計画書、管理する収支計画書、その他関係書類が必要となっております。収支についてはまちづくり会社の説明のときに出たとは思ひますけれども、管理業務の事業計画書とその他の書類についてはきちっと整備をされているのでしょうか。されているならぜひ、きょうでなくでいいんですけれども、我々議会に示していただきたいと思ひます。

○議長（齋藤則男君）　総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君）　指定管理者の指定の特例、公募でない特例を適用する理由でございますけれども、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条に指定管理者の指定の特例というところで「次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する手続によらず」ということで、前3条というのは2条、3条、4条になります。その第1項の1号としまして「指定施設の設置目的、性格及び業務の性質等から特定の団体に管理させることが、当該指定施設の適切な管理運営に資すると認められるとき」ということで、禅の里笑来の設置条例を見ていただきますと、設置の目的に「永平寺町の地域資源を活用した産学官連携、地域間交流及び交流を通じた活力ある地域づくりに資するため」という目的になっております。

また、えい坊くんのまちづくり会社の約款の目的に、産学官協働によプラットフォーム事業ということで、今のえい坊くんのまちづくり会社が禅の里笑来の設置に関する条例の設置目的に適合する、あるいは指定管理者の指定の特例の施設の設置目的、性格、業務等の条項に合致するということから、特例とさせていただきます。

また、この5条に前3条というのは、先ほど申し上げました2条、3条、4条に規定する手続によらずということですので、ご理解いただきたいと思ひます。

- 議長（齋藤則男君） 2番、滝波君。
- 2番（滝波登喜男君） 5条の条文にはそう書いてありますが、第2項に町長が指定管理候補者を選定する場合には、第3条の書類の提出を求め云々って書いてあるんですよ。ということは、第3条の先ほど言いましたとおり業務の事業計画とか収支計算書、その他必要な書類は必要なんじゃないですか。
- 議長（齋藤則男君） 総合政策課長。
- 総合政策課長（平林竜一君） これはまちづくり会社の事業計画に以前、全協でもお示しさせていただいたとおり、事業計画に禅の里笑来の指定管理の中で収益計算という形でお示しさせていただいて、計画そのものが禅の里笑来の指定管理ということで、家族あるいは友人、仲間といったそういった広く、簡易宿泊所として運営していくというようなことで事業計画をのせさせていただいているところです。
- 議長（齋藤則男君） 2番、滝波君。
- 2番（滝波登喜男君） ですから、先ほど最初の質問で言いましたとおり、収支計画については見ましたと言っております。ただ、ここの管理業務、事業計画等についてまだ見ていないので、ありましたら後日でも結構ですから提出をお願いしますと言っているんです。
- ただ、その前にその事業計画書等必要な書類はとっているんですかという質問ですから、それにきちっとお答えください。
- 議長（齋藤則男君） 総合政策課長。
- 総合政策課長（平林竜一君） 今後、今議会で指定管理者の指定を受けまして、議会の承認を受けた後、基本協定書の締結をさせていただくということで、その基本協定書についてはまたお示ししたいというふうに思っております。
- 議長（齋藤則男君） 3回を超えましたので最後に 。
- 2番（滝波登喜男君） それじゃ、協定書の話になりましたが、協定書案というのもまだ我々は示されておりません。ただ、協定書と事業計画書というのは別物だと僕は思っていますので、事業計画書は当然選定する際に取りつけるということが必要だろうと思います。ただ、協定書というのは、協定書案は行政がこういうふうな協定書案をつくれますよというふうに示してから、相手、指定管理者が決まったときに協議をして、その協定書の一部変更とか協議をしながら最終的につくっていくというものですから、当然、今時点で行政が考えている協定書案というのはあるはずですよ。なけな、指定管理、これしましょうというふうにならない

はず。これをぜひ示していただきたいなと思います。

それと、これは一般質問でも言いましたが、この施設の事業というところが条例でも明確になっていないんです。いわゆるこの施設は、この町を訪れる方々の宿泊に供する施設ということだろうと思います。それが事業なんだろうと思いますから、それはどこかで明記をしておかないけないのではないかなというのが2つ目です。

それと、休日あるいは施設の時間については、規則で定めるっていうふうになっております。でも、そこが規則があるならぜひ示していただきたいなと思います。

そしてもう一つ、料金の問題ですが、実際にいろんな見方はあるんですけども、1棟貸しをするということで料金表は出ております。ただ、新聞等でも載っているんですが、いわゆる訪日外国人について、なかなか数はふえているんですけども宿泊というところではそんなに影響が余り効果が上がってない。それは、宿泊料が日本は非常に高いということで、空港のロビーとかそういうふうなところで寝泊まりするという方が結構いらっしゃるということです。

この宿泊料、この利用料金の見直しがどこかの時点でせなあかんでないかなと思うんですが、今回の指定管理者の条例の中には町が料金を決めております。ただ、指定管理をした場合には指定管理者ができるということにもなっております。そういった意味では、この料金についてはある意味、指定管理者の裁量でもってその範囲内で変更できるのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 基本協定書の案については、また議会のほうにお示ししたいと思います。

施設の事業を明記すべきということで、禅の里笑来の設置及び管理に関する条例につきましては、設置とその管理をどうするかということでございますので、施設の事業につきましては、その施設をどう運営していくか、運用ということになりますので、設置条例の中では特にうたってございません。

また、規則で定めるということで、規則につきましてもこれまた後日お示ししたいと思いますし、料金につきましては、今、議員おっしゃったように設置条例の中で利用料金制度、指定管理者になりますと利用料金制度に移行しますので、その中で範囲内で指定管理者が定める額ということで、これにつきましては例えばキャンペーンによって料金を割引するとかそういったことは民間でもやってい

るようなことは当然指定管理者のほうで考えていっていいことだというふうを考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私も二、三質問したいと思いますので、お願いします。

今回のこの指定管理は、当然、笑来のことになっております。そこで、笑来のときの設置のときにも私いろいろ質問させていただいた件もあるんですが、例えば今回、今までの宿泊所のそういう収支計画、それからえい坊くんのまちづくり会社の事業計画案等も見させていただきました。

具体的に同僚議員言いましたように規定の内容もあれですが、まずお聞きしたいのは、この笑来の収支計画書の指定管理料が、ある面ではその指定にどんだけ、例えば今までいろんな形での指定管理するときにはその指定管理料が示されてきました。その示される根拠というのは当然出されてきました。

これを見ますと、例えば指定管理料、当然初年度は四、五百万ぐらいということで、またこの事業計画では500万ぐらいの指定管理料になっていました。その計画でいきますと、2年目、3年目、200万、100万、3年目か4年目で黒字になるよというような計画であります。

しかしながら、先ほど同僚議員も指摘しましたように料金体系のところについても疑問を呈したと思います。なぜそのようにしたのか。今ほどの社会情勢の中からいうと大変なところがあるんじゃないかという点。

それから、その宿泊客の見積もった形が、平成27年度観光統計の観光庁のシティホテル、要は町並みのホテルの利用状況をやっているわけですね。それで算定している。

また、27年度観光統計の観光庁の全国値を充てているわけですね。これは今回の笑来こういう状況の中、また永平寺町の中で、自然環境、大本山永平寺、それから今の自動走行でいろんな形があるかとは思いますが、果たしてその数値が適用して2年目、3年目には黒字になっていくという保証性が私は前のときの指摘でも言ったように甘いと思いますから、そこらあたりの見解が1点です。

ですから、その指定料金の期限、5年とおっしゃっていましたが、その費用、その費用に対応する裏づけというのはどうなのかというのをお聞きします。

それから2つ目、えい坊くんの事業計画の中で、2年目には体育施設を、町の

体育施設を指定管理する。その2年後は3つ目の町の指定管理を行うというふうな形の計画になっていますし、あとは発展的なフロンティアのところでは自動走行をやるとか、休有地、それから給食野菜の中間加工施設の指定管理というんですか、そのあれをやっていくという形になっているんですが、その中での具体性が非常に出てないという点と、今後のその見通しですね。先ほど言いました体育施設なんか、これも指摘しましたが、当然、必要経費に係る人件費とか、それから光熱水費関係はこういうふうになっています。そのほかに指定管理のあれとして400万ぐらいをずっと充てている形になります。これは400万、その分当然人件費だという、今まで町の職員がそれを当たっている、例えば今現在使っている体育施設の管理運営のところの人件費だといえればそれまでかもしれませんが、新たにここはその分だけ上乘せになるような形になるんじゃないかという点で質問をしています。

それから3つ目、先ほど1番目に言ったとおり、例えば先ほど言った年度当初の計画に対してまだ赤字が出ていく。要はそのとおりにならなかった場合は、町はどのように対応するのか。要は指定管理料の中で全部やっていくのか、また指定管理料はこれでいくと極端なことを言うと赤字になった分、その事業計画、えい坊くんのまちづくりの中には笑来のかかった赤字が減った部分その中に反映して事業計画を組んでいるわけですが、それが想定されたときに、当の施設であ、町が持っている施設でありますから、そういった場合の町の対応はどのようにしていくのかも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、料金体系についてでございますけれども、料金につきましてはシティホテル等も参考にしていますけれども、まず、京都、滋賀とか近隣のそういった1棟貸しの旅館、宿泊所等の料金あるいは北陸3県のそういった類似した宿泊所の料金等を参考にいたしまして、笑来の料金を設定させていただきます。

今、指定管理の中で当初5年、500万、次年度以降だんだん下がっていくという中で、当然今、稼働率の問題もございますけれども、これにつきましては今、笑来を含めたいろいろなソフト事業について、例えば体験型のいろいろなプログラムを組んで笑来に宿泊していただくとか、自動走行も含めていろんな形で今、永平寺町に視察に来られている方。学生さん、いろんなスポーツ合宿とかということも想定されますし、そういった方々に笑来をまず紹介させていただいて笑来

を利用していただくといった利用促進にも努めている中で、できるだけその目標に沿った形の稼働率をしていきたいということで、今後努力していくということで、そういった計画を目指していきたいということで考えております。

また、事業計画の中で今、体育施設について上乘せにという話でございますけれども、今後の事業計画の中で体育施設も含めまして給食関係のいろいろな計画がございますが、まちづくり会社そのものの目的としまして、町の発展、町の活性化というような大きな目的の中で、従来、町が、行政が行っていた業務を民間に任せることができるような業務は任せていきたいというような考えもありまして、そういった中で民間でより柔軟で効率的な運営ができればということで考えておりますので、今の人件費の上乗せということですが、その体育施設に関して委託料でいろいろな業務を委託している中で、確かに人件費につきましてはそれにかかわっている町職員の人件費といいますか、通常、その業務に携わっている職員を人件費に換算しますというような形。換算したという形の中で、ただそれをいかに人件費を安くしていくかということで効率的な運営をするという意味で指定管理にお任せしたいということでございます。

あと、赤字になった場合にどうするかということで、これは赤字にならないように一生懸命、笑来の活用をいろんな形で、いろんなところにお声がけをさせていただいて、今、北陸3県あるいは近隣のそういう旅行会社にもパンフレットを配布しまして、そういった利用促進に努めているところでございますし、そういった中で最近、お隣の坂井市のほうから、坂井市のほうで個人でそういう旅行代理店を営んでいる方から、ぜひ笑来を見せてほしいといったこととお話をいただいて笑来を見ていただいたりとか、大阪関係のそういった学生の合宿を専門に扱っている旅行代理店等の業者の方から、緑の村周辺の施設も含めて禅の里笑来を見せてほしいというようなお声がけをいただいている中で、積極的にそういった働きかけかをしていって、赤字にならないように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） まずあれですが、先ほど一つ答弁の中でありました京都とか、ある面ではそういう過去からいろんな形の施設、自然環境も含めてそういう状況の中での1棟貸しの費用をそのまま当てはめるということは僕は非常に疑問を呈したいと思えますし、北陸の料金体系を設定するというのに対しても私は非常に

疑問を感じるところであります。

それから、先ほどとちょっと前後するかもしれませんが、いろんなまちづくり会社の目的とか今の笑来の、それから行政の中での目的が一致するということがありますが、例えば人件費の相当分がすると。仮にほんならそれによって400万、500万があったら、その人の人件費分の1人が、要は行政の職員が減るのかどうかということも考えると、甚だちょっと考えもあるかなというふうに思いますし、それから先ほど言ったセミナー的な使うことですが、計画でも週1のセミナーの計画になっているわけですね。でも、本当に実際にそこら週1回ペースで開こうと思うと毎週そういう形で来ている。それも例えば土日を仮に来ると、当然ゲストハウスのには使えないという点もありますから、ぜひとも私はそういう面では非常に計画的に甘さを、不安を感じざるを得ないということを指摘したいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 確認だけさせていただきます。

今回はどこを見ても笑来とは読みにくいんですけど、笑来の指定管理ということですが、以前に示された料金というのは町のほうで決めた料金ですが、私は率直に高いと思って聞いていましたが、ここで示された料金というのは目安なんですか。目安ね。

もう一つ、本来、指定管理というのは私は一旦任せたらもう行政は口挟まれんと、契約の間は。それは自由にして自主運営してもらおうと、自主管理してもらおうということが指定管理だと思っているんです。だから、料金の設定まで管理者が決めるというのが本来の筋なんですよね。

確認ですけど、これ指定管理なんですか、管理委託なんですか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、最後の質問で、指定管理でございます。

料金につきましては、目安かということで、これは設置条例の第11条、利用料金のところに「利用料金の額は、第7条に定める額の範囲内において指定管理者が定める額とする」ということで、「この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について町長の承認を受けなければならない」ということで、今条例でお示ししている額は目安といいますかその上限ということで、その範囲内で指定管理者が、指定管理者制度を採用するというので利用料金制度に移行するわけですがけれども、その利用料金についてはその範囲内ということで

ございます。

指定管理者になった場合に行政は口を挟まないのかということですが、施設そのものの管理運営を指定管理者に包括的に任せるということであって、当然、指定管理者との基本協定書の中には業務報告ですとかそういった項目も入ってございますので、そういった面では町としては関与していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） この指定管理というやり方は、東京なんかで始めた管理のやり方。それを自治法の項目の1項に指定管理できると、施設については指定管理できると。指定管理以外のやり方もあるということなんですね。いろんな管理の仕方の一つとして指定管理が示されただけなんです。

でも、全てそれに任せるというやり方はちょっとやっぱりおかしいし、これまでも言っていますように本来、指定管理というのはもう運営、その事業内容含めて行政はチェックする程度、決算報告を求める程度。もし目に余ることがあったら改善命令を出せるということも条例で定めてあればあるんでしょうけど、指定管理というのは普通、一切もう契約期間は口挟まんと、それ以外は。というのが指定管理なんですね。

だから、そこは僕はこれ聞いていると、えい坊くんのまちづくり会社、赤字にせんためにいろんな意味でこれから委託していくんだろうと思うんです。それは否定するわけではないですけども、町の姿勢として指定管理というのをよく理解してない。これはどう見ても決められた線上で管理しなさいと、客とってきなさいという話ですから、それは管理委託ですよ。

体育施設なんかもそういうことが多いと思うんです。そこは十分、行政の側がかたくなに指定管理にこだわる理由というのがよくわからない。

これはどう見ても決められた枠内でやりなさいということですから管理委託です。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 全協ではありませんが、一般質問終わった後に議案の説明をさせていただいたときに、この禅の里笑来の町が寄附を受けて、どういった運営をしていくかというような経緯もご説明させていただいたと思えますけれども、そういった中で、まずその施設を、町内の宿泊施設が少ない中で、町に

訪れた方を宿泊していただいて、町のあらゆる観光資源を宣伝もするような形で町に滞在していただいて、町のよさを知っていただくというようなことの中で、運営をどうするのかということで、運営については指定管理者制度を採用しているということで検討した結果、そういう判断に至ったということで、その場合に誰に指定管理者をお任せするのかということについては、今回、この議会で提案させていただいて、施設の設置目的と合致するというので指定管理者の選定を今回承認をお願いしているということでございます。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

原案に反対の討論を求めます。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 先ほど質問させていただきましたが、指定管理者が云々という話ではなくて、どうも手続がちょっとまずいんじゃないかなというので反対をします。

先ほど言いましたとおり、町の指定管理に関する手続の条例の中で第5条があるんですけども、先ほど政策課長は第5条の冒頭に、第3条の規定の手続によらず、本町が出資している法人等には指定をできますよってということをおっしゃったので、3条の書類等はいいんじゃないかというようなニュアンスの答弁でした。

でも、この冒頭には3条によらずというのは申請するというそういういわゆる公募という手続をとらずに特定で指定したときには指定することもできますよというような意味で冒頭書いてあるわけです。

ただ、第2項にはそういう場合においても、その法人格から3条のいわゆる管理業務の事業計画書、管理に係る収支報告書、当該団体の経営状況等に関する説明書等々の書類が必要です。それを見て町は指定するかどうかの判断をしないよという手続になっております。そこがどうもできてないんじゃないかなんて思います。この法人につきましては今月、手続が完了して法人格を有したという発言ございました。

そういった、この間できたところが、この計画書がどこまでできているのかと

いうのは非常に不安でありますので、私は今回の指定については余り、もう少しきちっとした書類等を議会に示していただかなければ認めるわけにはいかないということで、反対の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 原案に賛成者の発言を許します。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 13番、奥野です。

私は賛成の立場から申し上げたいと思います。

今、つい先日生まれ落ちたばかりの赤子に、1年後によちよち歩きができなかったら、あるいは赤字だったらどうするかということ問いかけても、そのことよりも我々議員も協力して、まちづくりにいろんな希望を託して、産み落とした新会社をどう力づけて赤字にならないように客づけをどうするかというのを考えていきたいというふうに私は思います。

せっかくの地元の資源を生かして、物的資源、歴史的資源、人的資源を生かして、この町活性化させていたところに対して私は非常に有意義なことだと思いますので、賛成をいたします。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 原案に反対者の質疑を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私は、反対の。この永平寺町をどう今後発展させていこう。

そういう意味でのまちづくり会社も含めてそういう方向で進むということに関しては私は何ら反対するものではありません。

しかしながら、今議会に提出された簡易宿泊所の禅の里笑来の指定管理をするということは、議会後、設立するえい坊くんのまちづくり会社の指定管理をするということでありますが、禅の里笑来のときも示しましたが、経営についての方針やまたその内容でどこを狙っての対象者にするのか。また、都会や温泉やリゾート地と異なるこの地点で、それも同じような料金体系であるとか、または宿泊の稼働率を充てるということに関しては非常に甘さがあるんじゃないかというふうに考えます。

また、赤字をどのように補填するのか。これは例えば2年後、3年後には黒字になるよとなっているんですが、それはある面では言葉は適切かどうかわかりませんが、町におんぶにだっこの方向が見られるように私は思います。このように、まちづくり会社に示された内容や簡易宿泊所笑来の全般から勘案すると、非常に

不安を感じせざるを得ないところであります。

よって、現時点で指定管理の指定に関しては、もっと吟味をする、もっと内容を詰めてからでも遅くはないというふうに思い、今回の指定に関しては退席し、その立場は、この議決に対しては退席し、保留の立場をとらせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、この議案に対しまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

今ほども料金体系のお話でしたが、先ほど理事者側からも答弁がございました。その答弁の中には、やはり近隣市町の1棟貸しの利用体系を参考にしているといったことから、決して高いものではないというふうに感じております。

また、今後の取り組みにつきましても、旅行会社であるとか学生さんの合宿を専門にされている旅行会社等にご案内をし、またそこから施設の見学等のお話もいただいているといったこともお聞きしておりますし、やはりこの町内で宿泊施設が少ないといったことも行政としては課題と捉えている部分があるといったことで、こういったことを鑑みまして、私は今回のこの議案に対しまして賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 今回の指定管理の指定の条例ですが、私がこれまでも言っているように、指定管理というのは本来、町の一定の業務を改善に口挟む余地なく、契約によって管理する会社に任せてしまう。だからこそ町の指定管理の条例ではかなり公平性をどう担保するかということも含めて示されているものだと思っています。

もし指定管理で匿名性の高い指定管理をしたら、条例をどう変えるかということも含めてしなければいけませんし、私、毎回言っていますけれども、管理委託なら町の都合によって管理委託できるわけですから、例えば町内の業者にしてもらうんやとか、そういうところにしてもらうんやということを決めればいわけですから、いわゆる合理性が整うわけですね。ここは安易に指定管理とい

う、国が言っているからって言いますけれども、地方自治法ではほんの1項目入っている。それを拡大解釈して全ての管理は指定管理以外だめなんやということを書いてきた時代もありました。今はそうではないと思いますけれども、その辺はやっぱり町としてどうしたいのかというのがあるとしたら、管理委託なら管理委託ということできちっとする。もう管理委託としても、町のいわゆる持ち出しを極端に少なくする方法というのはあり得るわけですから、そういう方法も考えていけないといけないところに来ているんじゃないか。

それが、これからさらに、このえい坊くんのまちづくり会社の事業内容を見てみると、町のいろんな施設をここで指定管理で受けたいということを書いてありますけれども、僕はそうはできない。指定管理という性格上。そこは厳密に考えていく必要がある。僕は行政側に甘さがあるということで捉えてこれまできていますし、そういう発言をしてきました。

ぜひそういう立場に立って指定管理していくような方向、指定管理か管理委託にしていく方向を選択してほしいと思います。それを期待して、僕は批判をきちっとしておくという立場から、反対の立場をとります。

ただ、こういう形で、管理委託にしても委託していくことは今後あり得るのかなというのは思っているところではあります。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第36号、指定管理者の指定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第37号 松岡公民館耐震改修工事請負契約の締結について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第9、議案第37号、松岡公民館耐震改修工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第37号 松岡公民館耐震改修工事請負契約の締結について提案理由をご説明申し上げます。

本入札は、去る5月26日に執行され、契約相手方と請負契約を締結するに当たり、予定価格が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） それでは、補足説明させていただきます。

議案書の2ページをお願いします。

議案第37号、松岡公民館耐震改修工事請負契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

今ほど提案理由にありましたとおり、去る5月26日に執行されました入札会におきまして落札者が決まり、今回、工事請負契約を締結するに当たりまして議会の議決をいただくものでございます。

契約内容につきましては、1、工事名、松岡公民館耐震改修工事。2、契約方法、条件つき一般競争入札。3、契約金額、9,636万9,264円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額713万8,464円。4、契約相手方、福井県吉田郡永平寺町松岡春日3丁目76、清川建設株式会社、代表取締役、清川主税。

以上でございます。

ご審議いただき、ご決議いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） この契約の締結ですが、入札のことについてはいろいろ電子入札というのはおかしいことが起こるんやなということが思うところですが、それについては僕は今回のいろんな質問の理由はいいます。

ただ、公共施設をどうしていくか。合併以後、この町長になってから加速して公共施設のあり方の再検討をしてきました。最近の議会での論議でいいますと、行政改革の中には幼稚園や小中学校の統廃合の問題もどうするんやというような

ことでありますから、それが論議になったこともあります。ただ、私は用途がなくなったものをきちっと整理していかないと、これから先どうなっていくかわからないということが言われている中でのこの耐震補強です。

次のいわゆる上志比小学校の体育館の問題もあるんですが、特にえい坊館との関係でいうと、僕は以前から言っていましたよね。耐震補強にそれなりのお金をかけるくらいなら、一緒にあわせて同じような性格の建物をつくってはどうかと。そのほうが、地域に2つのそういう施設があるというのはやっぱりちょっとおかしくないかということを書いてきました。

それらについては率直にどう思われますか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 公民館につきましては、昨年、設計を出させていただくときにそういった建てかえたらどうかかというご意見も議会のほうからいただいております。そのときに、じゃ、一回耐震と改修で大体幾らぐらいかかるのか、建てかえの場合は大体幾らぐらいかかるのかをちょっと一回試算させてほしいということで試算させていただいて、皆さんにも相談させていただいたと思います。

そのとき、建てかえですと、ちょっと今あれなんです、壊すお金は別として2億か3億円ぐらいかかるという中で、今、松岡小学校の耐震等もございまして、もう一つ今回この1億数千万円で耐震補強ができる。判定は余りよろしくなかったんですが、その中で松岡中央公民館の建て方によって一部の方向だけが著しく弱い、違った方面は頑丈だということで、そういったことも勘案しまして耐震ということを進めさせていただいております。

これにつきましては、議会のほうにも何度かご提案、またそういった形で進めさせていただいてご理解をいただいているというふうに率直に今思っております。

○議長（齋藤則男君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 私は今回の入札について質問させていただきます。

今回、条件つき一般競争入札ということで8社入札に応じられて、そのうち6社が同額の金額であったということでもあります。これは説明はいろいろ受けているので、そのことはあれなんです、朝日新聞の6月4日付で、くじ引きで工事落札増加ということで記事があります。特に都道府県が発注する工事について8年前よりも12%、こうやってくじ引きで工事の発注があるということが載っております。これは過去の、本町ということでなくて過去全般的に日本のどこかし

こでも官製談合が行われてということで、それを回避するために予定価格を事前公表する。そして、最低制限価格についてもコンピュータのソフトがそういうなのがありますから、それに入れ込めば最低制限価格もおのずと出ると。それで同じ金額で入札を入れるという結果であります。

ただ、それを国の国交省もよかれというふうには言ってないということがこの記事に書いてあります。業者間の技術力、経営力による競争を損ねるということで、ただ、くじで選ぶのではなくて、総合評価方式の拡大を自治体に求めているということでもあります。

ただ、どうも都道府県はそれにはなかなかイエスとは言ってないようなのですが、本町としては今後、国もそう言っています。県はそう言ってないかもわかりませんが、方向としてはどういうふうに、このくじというのがいいようでもあり悪いようでもあるというところの中で、どういうふうにこの入札を見取りますか。まだ方向性までは決まらないとは思いますがけれども。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいまのご質問でございますが、まず今回の入札につきましては、今、議員おっしゃったとおり条件つき一般競争入札ということで、今回、町のほうの町内の業者、福井市管轄ということで、これは5月1日に公告しているということで、せんだっての質問でもありましたけれども、この範囲につきましては今後また見直しをさせていただきたいということで考えています。

そうした中で、今回は関係法令、特に品確法で設計額の公表をして予定価格の公表、そうした中で最低制限価格を設けているということで、今回、8社応札がありましたけれども6社ということになりました。

ということで、今現在は、当面はこの方法で行っていきますけれども、やはりうちのほうも指名委員会がございまして、その中で再度また協議はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○2番（滝波登喜男君） どう見ているかということで聞きたかったんですけど。

○総務課長（小林良一君） ただいまおっしゃったとおり、この入札、同額札が最近ふえております。ということで、これに関しましては何か見直しというか、そういうふうなことも個人的にはちょっと思っていますけれども、その辺も含めまして今後協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私も質問させていただきたいと思います。

今まで何回もちょっと重複するところあるかもしれませんが、現在、えい坊館を建てる時期、それから消防庁舎移転に伴って庁舎の空きスペースが出ることによって教育委員会等がこちらに引っ越してくる。そういう中から、今のえい坊館等の建設を絡めて今の中央公民館のあり方について検討、またはしていこうという話だったかと思います。

そんな中で、先ほど同僚議員も言ったように、そのえい坊館の建て方については同じ施設が2つもあるので何とかそこらあたりはうまく対応できないかという話をさせていただく中から、今現在こういう形に至っています。

そんな中で、ぜひとも今考えるに当たって、そういう検討を今後はせずに、同じような施設運用をしていくつもりでいらっしゃるのか。そこらあたりをちょっと確認したいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど金元議員の質問でも答えさせていただきましたように、この公民館につきましては何度もこういった状況があって、判定がこうで、建て直しの意見とかも出てくる中で、これをこういうふうな形でやらせてほしいということをお話ししましたし、今、こっちに庁舎が、初めは教育委員会がこっちに、消防が出ていった後に入ってくるというお話もありましたが、現状を見ていただいても教育委員会が入るスペースはやはりなかったのかなというのもおわかりいただけたと思います。

しっかりとそういったこと、また財政的なこと、将来に負担にならないようなこと。今、合併特例期間ですのでそういったことも全て勘案しながら今いろいろこういった公共施設につきましては進めさせていただいております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 松岡公民館の改修については、近くにえい坊館もできる。そ

ういう中で公共施設のあり方をどうしていくかという論議の中でのことでした。

確かにえい坊館については県の補助金の交付の問題もありましたけれども、私は本町の未来にとって公共施設のあり方をどうしていくかというのは非常に大事です。特に大人が使うところ、ここをどうしていくかということをきちっと行政がその必要性をもとに采配していかないと収拾のつかないことになります。この後にも出てきますけれども、そういう施設等についてはやはりきちっとした方向性を示す中で、やっぱり整理するものはする。一緒にするものはする。そのお金はどこから。2つあわせて、2つとも維持していくためとか、また改修していくためにかかるお金についてどう扱っていくかというのも行政の裁量で決めていくのが大事なことだと思うんです。それが合併以後、問われていると思うんです。

それから見ると、私は今度のこの耐震補強、改修も含めてだと思います。特にピロティ構造というのはいわゆる地震に弱いと言われていています。どっちみち地震があれば、いわゆる下がしっかり安全確保されているわけじゃないですから、かなりの損傷もいく可能性が地震のときなんかはあります。耐震補強したからといって、それを手直しして将来使っていけるという状況も生まれてこない。

こんな状況を考えると、やはり公共施設というのは見直すときに見直す。こういう機会に見直さなかったらいつ見直すのかということも含めて、今度の提案、私は反対の立場をとっていきます。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） この提案でございますが、従来から予算の委員会でも改修工事の件で話をさせていただきました。また一般質問でもこういうふうなことで質問させていただきました。ようやく住民の方々におかれましては、やっとありがたい、直していただける、改修していただける。こういうふうな声が多々、私、議員になってから3年間聞いております。早く直していただきたい。

また、えい坊館におきましては、先ほど金元議員さんはおっしゃいました。これをつくって、これを壊して、一つ大きなものを一つ。それも考え方があります。しかし、えい坊館は従来のレトロな形を件のそういった補助を受けて、永平寺町の情報の発信、産業の発信をする施設だということで、それはやっぱり必要なことだということ。そして今、町が方向性を出しているそういった特産物、いろいろなブランド等々の発信、そういった永平寺町のよいところを発信していくところが、そういった区割り、それが町民にとっては捉えやすい施設だなと。えい坊

館におきましては。

この施設におきましては、松岡公民館の耐震計画におきましてはしっかりと改修をしていただき、住民が喜んでいただける施設を本当に着工していただきたいというふうに思っているところでございます。

私の立場としましては賛成の立場から意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

反対者の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 私の討論をさせていただきます。

今回提出された議案については、計画当初から消防庁舎の移転に伴い教育委員会が移転をする。そしてまた、えい坊館建設の計画のときには、その公民館の役割も付随するそういう見通しはできないかというふうな話で進みました。

そういう中から、現在の公民館をそのまま耐震し、また改修する方向では、例えばえい坊館への集約であるとか中央公民館の減築などの対応などから必要かというふうに思っております。現在のままでの耐震と機能面を温存するだけの改築に当たっては、当初からの異論を述べてきたところであります。

活用や利用の検討に当たって、また今後の維持管理や、また今後、改修後何十年後には解体を考えると、後世にツケを残すものでないかというふうに考えます。

そういう中から、今回の耐震改修工事については課題があると考え、反対の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

賛成者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 6番、江守です。

私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回のこの議案第37号につきましては、松岡公民館耐震改修工事請負契約の締結についての案でございまして、先ほどからいろいろとご意見出ておりますが、今回の案件に関しまして間接的なことをおっしゃられていますが、この議案にどう関係あるのかなというところが一つ疑問点でございます。

ただし、先ほどから理事者のほうからご説明もありましたが、今までこの松岡公民館の利用におきましてはさまざまな検討をされてきた結果、この耐震補強を

行うというふうなお答えもいただいておりますし、また先ほど来、中村議員のほうからも討論ございましたが、えい坊館に関しましては県の要綱の中にこの公民館機能というものは入っておらず断念したという経緯もございます。

したがって、以上のことから私はこの議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

賛成者の発言を許します。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 私は賛成の立場から発言いたします。

この松岡公民館耐震改修工事は、今ここへ上程されていますけれども、これ突然出てきたわけじゃないんですよ。理事者側からいろいろ説明を受けて、例えば元の消防庁舎が利用できないとか、えい坊館が使えないとか、そういう議論、検討を踏まえた上でちゃんと理事者側から説明を受けています。それを聞いた上でのこの入札、松岡公民館の耐震工事が必要とされている事情が迫っているために出てきたものでありますから、私は賛成をいたします。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第37号、松岡公民館耐震改修工事請負契約の締結についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 0時19分 休憩）

---

（午後 1時20分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第10 議案第38号 旧上志比小学校体育館耐震改修工事請負契約の締結について～

○議長（齋藤則男君） これより、議案第38号 旧上志比小学校体育館耐震改修工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第38号、旧上志比小学校体育館耐震改修工事請負契約の締結について提案理由をご説明申し上げます。

本入札は、去る5月26日に執行され、契約相手方と請負契約を締結するに当たり、予定価格が5,000万円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第38号、旧上志比小学校体育館耐震改修工事請負契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

去る5月26日に執行されました入札会におきまして落札者が決まり、今回、工事請負契約を締結するに当たりまして議会の議決をいただくものでございます。

契約内容としましては、1、工事名、旧上志比小学校体育館耐震工事。2、契約方法、条件つき一般競争入札。3、契約金額、7,041万6,432円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額521万6,032円。4、契約相手方、福井県福井市田原1丁目3番9号、株式会社竹野組、代表取締役、竹内伸一。

以上でございます。

ご審議いただき、ご決議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 討論の前置ですから質問させていただきます。

この建物、入札のやり方については抽せんなどが出てくる、そういうところで

は問題あるのかなって思うところがあります。

ただ、請負工事、耐震工事そのものの問題でいいますと、耐震工事の必要性がある施設なのか。公共施設を見直すというんですが、この施設を廃止できずして何を廃止するというのかという典型ではないかと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 旧上志比小学校校舎は壊させていただきました。一般質問でも申し上げましたとおり、まずこの体育館、解体するにはやはり四、五千万円の負担がかかってくる。その中でどういうふうにご利用していこうということを考えた中で、一般質問でも申し上げましたとおり、今、高齢化率が30%、2050年までには40%近くになっていく。また、ご存じのとおり、年々、社会保障費が増大していく中で住民の皆さんが健康長寿でいただく。人口が減っていくと今なっていますが、ただ高齢者の人口につきましては2050年まではふえていく。そういった中で、健康でいていただく、健康長寿でいただく、そういった施設として活用していただければいいかなというふうに思っております。

私どもも考えていますし、議会の中からも高齢者の皆さんが集える場、そういった場所の提案もある中で、この上志比地区、近くには温泉もございまして、皆さんがそうやって集っていただいて有効に利用していただいて仲間づくりをしていただく施設になればと思っておりますのと、もう一つは高齢者の皆さんだけではなく、子どもたち、またスポーツをやっている方々もいろいろな形で利用していただければいいかなというふうに思っております。

少し詳しくなりますが、生涯学習課いろいろ調べて、町の声、そういった使っている人たちの声を聞いている中で、高齢者の皆さんが使う時間帯と子どもたちが放課後に使う時間帯、大人の人たちがスポーツで使う時間帯が使うということで、より有効に使っていただけるかなというふうな思いもございまして、もう一つは災害時にも、今、防災計画の見直しの中でこの施設、どういうふうな位置づけで持っていくかとかそういったことも今入っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 入札に関連してということではないので大変質問するのも恐縮なんですけれども、ただこの施設、残すことによって年間維持費はどのくらい

見積もっていますか。それとこれは一般質問でしましたが、活用計画、いつごろ、今ほど町長もいろんな人らに活用してもらおうとおっしゃっていましたが、いつごろ活用計画、もっといったら施設管理の条例なんかもつくらなあかんのだろうと思いますが、それはいつごろ出る予定でしょうか。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） まず、施設の管理運営経費の件です。

今現在、体育館の下、また取り壊した校舎部分の下の借地料、民間の方からお借りしています。これについては年間80万ちょっとの支出をしております。隣のグラウンドにつきましては、もう五、六年前ですか、地権者の人にお返ししている状況です。

また、今、建物の今回耐震改修、内部改修も含めてするわけですけれども、それに伴うランニングコストというかそういうことですが、電気関係はLED化しながら少しでも経費節減する。また、通常の保安業務なり各種点検業務、そういった細かくまでちょっと積み上げてないんですけれども、借地料以外に約100万ちょっと、150万ぐらいかかるんじゃないかなど。

また、それ以外に管理のことなんですけれども、当初は同等の体育館がB&G体育館にもあります。ちょっと目的は違いますけれども、そこには常駐して管理というかシルバーに委託して管理人を昼と夜、常勤して委託料を払っているわけですけれども、今回の上志比のこの体育館整備に関しましては、やはり施設規模も小さいとはいえそれなりの大きさはあるんですけれども、変な話、朝から夜まで常駐の管理人を置くということは今考えておりません。

ただし、支所とか今整備する上志比公民館、近いもんですから、この公民館、また支所と連携しながら、また地域の各種団体、この県の補助金の趣旨が地域の団体とかグループ、そういった方と連携しながら管理運営をしていくという形になっていますので、そういった形で経費の節減、鍵のあけ閉めとかそういった形での経費がかかるかと思います。

これと同等よりもっと規模の大きいのが旧丸岡の竹田地区、小中学校が廃校になりましたけれども、そこはもう規模が大きいもんですけれども改葬して宿泊、またいろんなNPOが運営しているというので、そこはちょっと大分規模は違うんですけれどもそういった形で管理運営は必要かと思います。

それと活用計画ですけれども、実は去年の予算の中で耐震の診断、補強計画、そういったことを踏まえて利活用の計画の策定もしました。その中で利用される

想定人数とか利用者の声、そういったのもお聞きしていますので、そういったことも含めての活用計画、また名称も今現在定まってません。そういったことも含めて公の建物の設置条例、そういったことも含めて早ければ9月、12月には上程させていただきながらお願いしたいという計画です。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 利活用、今ちょうど聞こうと思っていたことを聞いたので、ただ、管理費用が節約するとしか聞いてないんですが、どれほどを大体見込んでいるのかというのがまだおっしゃってないのでそれ聞きたいのと、あと、当然それを運用するに当たってのあのところの外構であるとか備品であるとかそういうものが今後考えていらっしゃるのか。考えているのであれば、いかほどを考えているのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 今ほどの管理経費、ランニングコストも含めてだと思うんですけれども、先ほど言いましたとおり借地料はちょっと除きまして年間150万程度というふうに考えています。ただ、これは今、消防法の関係とかいろんな法的にしなければならぬ委託業務、そういったものの積み上げがちょっとおくれまして申しわけないんですけれども、それらも含めて対応したいと思っています。

また、備品とかそういったものですが、できるだけ今現在の体育館には備品というのはほとんどありません。机とか椅子はありますけれども、それにつきましては、今、B&G海洋センターのプールなんかを取り壊します。そこにあるロッカーとか、またそういったほかの施設にあるものを使えるものは利用しながら、それでも足りない部分、例えば体育館内の整備する道具、ブラシとか

とかそういったものにつきましては必要最低限ですけれども見積もりまして整備していきたいと思っています。

また、利用者の声なんかを聞きますと、座る場所というんですか、土グラウンドを今計画しているんですけれども、地べたにも座りますけれども、できれば簡易的な椅子とかベンチ、そういったものも意見の中で出てきています。そういったものについても最低限の中で整備をしていきたいと考えております。

また、建物内に多目的スペース、畳で約13坪、26畳から27畳なんですすけ

れども、そこにつきましては当然量を敷いて多目的に使い、また憩いの場として提供させてもらうわけですが、そこについても例えばですけど公民館なんかでちょっと余分にある囲碁のセットとか、またちょっとした道具というかそういったものも関係各課と連携をとりながら整備していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 済みません。確認。ちょっとごめんなさい。管理費を入れて150万ということやね。ランニングコストの。先ほど何か別なことをおっしゃったから。要は鍵あけたりいろんなする人の管理費用がかかるよと言っていたんで、それも入っての150万ですね、人件費も入っての。

それともう1点、先ほど言ったように外構工事はないんやね、そうしたらもう今後は。要は外構工事等でまたそれが費用がかかるのかどうかということも含めてちょっと。当然何かそこらあたりの駐車場はどうなるんかもありますので、外構工事が絡むかなと思って、そこらあたりを確認します。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） まず、外構工事の件ですけれども、今回の29年度の予算で約800万ですけれども体育館の外回り、校舎を壊した後の、今、更地になっておりますけれども、その路盤なり舗装、区画線、そういったものについての予算は計上してありますので、今後、本工事とあわせながら発注という形に持っていきたいと思っております。

また、最初の経費の件ですけれども、借地料80万余りは別としておき、先ほど言いました管理上の一応連携してやるけれどもかかる経費、例えば鍵のあけ閉めとか、また土日なんかには大会とかそういった形の中での費用がかかることが想定されます。職員でできることはできますけれども、やはり安全管理も含めてそういった経費が多分に、毎日かかるわけではないんですけれども、そういったことも計画的なところを踏まえて積み上げをしながら予算化、またお願いするような形にしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、伊藤君。

○12番（伊藤博夫君） 私ら実際に体育館の、室内体育館を使う者としての意見と

いうことで話させていただきますけれども、四、五年前からいろいろ体協とかそういうふうなものを通じて要望書を出していたわけでございますけれども、ようやくそれが実ったということで、4年か5年、松本町長の時代からの要望自体がございます。

それにつきましても、県内では9市8町、これは全部、永平寺町だけがないんで、あとはもう全部室内体育館ありまして、冬なんかは大会がありますと永平寺町につきましては大安寺の室内、すかっとランド九頭竜ですか、あそこまで行って練習をするような状態でございます。それもゲートボールだけではないんです。マレットゴルフもペタンクも、それでまた少年の室内の、ノックしたりそういったことも必要なんで、土のグラウンドというのがないというわけで、そういった大会に必要なこともあります。そういったことで、ぜひお願いしたいということで要望書でみんなゲートボールにしてもマレットゴルフにしてもペタンクにしても要望書として町のほうへ出しております。そういったことも十分皆さんわかっていただきたいと思いますので、皆さんにご報告だけしておきます。

○議長（齋藤則男君） 質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 行政というものはえてして支出を先にはかり、そしてそれに応じて収入を見積もるとというのが今までの行政であったかと思えます。

しかし、人口減少あるいは合併特例制度が徐々になくなっていく中、非常に厳しい財政運営の中で、やはり支出に手をつけていかなければならないと思っております。

本町には100を超える公共施設がございますが、それをそのまま残すと膨大な費用がかかります。現在の公共施設、1人当たり5.92平米、全国の類似団体は3.64平米ですからかなりの開きがあります。今、公共施設をどれだけ見直す、あるいは処分していくかということ英断の思いでやっていかなければ、我々の子や孫の将来の町が本当に大丈夫かというのは非常に不安であります。

今回の入札のことで反対ではありませんが、事業そのもの、旧体育館を残してそういった施設に使うということは非常に、この点を指しますと非常に問題ありと思いますので、反対の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、酒井君。

○5番（酒井 要君） 私、賛成の側に立って発言をさせていただきます。

実は私、身障者、身体障がい者のスポーツに最近、フライングディスクが国体の競技としてあるわけですがけれども、フライングディスクといってもわからん方が多いかしらんけれども、無風の状態で円盤を投げて点数を稼ぐ。これは国体の種目にもなっております。

そういったことで、私ども障がい者の仲間同士、やっとフライングディスクできたなど。いつも吉峰で、町長おわかりのとおり、吉峰のキャンプ場でやるわけですが、風が吹いたりいろいろとコンディションがとれないということで、今度、上志比体育館がそういった土の床でフライングディスクあるいはそういった国体競技の種目に練習場としてできるなど喜んでおります。

福井県内各市町村、屋内競技場というのはほとんど持っています。やっと永平寺町にも屋内競技場ができたといったことで、私ども身障者としては大変喜んでおります。

そういった点で、私は賛成をいたします。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 合併以後、公共施設の見直しをということでようやく重い腰を上げた今の町長ですが、やはり最近、これは質問でも言っていますけれども、公共施設は減っていません。ふえている。こんな状況が見られるというのは問題ではないかと思っております。

特に上志比のこの土の屋内競技場を整備しようということですがけれども、いまある施設を利用するという意味では、それはそれなりの理由があるのかもしれませんが、現に上志比地区には村として整備した小学校の体育館があります。今でこそ耐震補強の関係で学校の施設ということで条例変更していますが、こういうところをやはり有効にどう使っていくか。もしこういうところがあれば、ゲートボールでもグラウンドゴルフでも、室内でもできるようないろんな開発も

されてきました。それはそれなりの理由があると思うんです。

ところが、公共施設の見直しの中で、合併以後、それぞれの町がつくってきた施設ですけれども、やはり廃止されたところをどう整理していくかということにも取りつけないという状況が続くのであれば、それはもう大変な状況になると私は思っています。特に大人が欲しいといえはそういう施設は残すけれども、いわゆる行政改革の一つの方向性の中に、幼稚園、幼稚園の民営化やまた統廃合の問題等も論議され、一般質問もでもされるということが起こっています。大人の施設は残して、声の発せられないそういう子どもや学校等も含めた公共施設の見直し、統廃合するんでは、これは本末転倒だと思います。その辺は最後まできちっと守るのが大人の仕事じゃないか。

そういう意味では、少し我慢するところはする必要があると私は思っています。特にそれぞれの自治体でつくってきた施設であります。合併当時に温泉ができました。町長が言うように、これからはいわゆる健康長寿、高齢者が本当に健康でいられるような施設を考えたいということですからけれども、上志比につくられた温泉も当初は温泉施設でした。いろんな論議の中で、それが健康福祉施設という位置づけに変わりました。ところが、じゃ、現実的にはその温泉の効果がどうなっているのか。例えば本町内で温泉を活用している人たちは平均寿命が延びているのか、健康でいられるのか、介護保険の認定率が下がっているのか等の検証もあるわけではございません。

一声にそういうことで、いわゆる健康を保持するための施設として活用できるというだけでは、耐震補強して再利用していくということになかなかつながらないのではないかと。そこはやはり合併した後、合併算定が終わる、交付税も削減されていくという中でどうしていくかというのを、その方向性を決めるのが行政の仕事です。それをチェックするのは議会の仕事です。それはそういう立場で、やはりきちとした意見を言うのが、これがある意味上志比の屋内運動施設を整備するという最後の機会になるので、そのことだけは言うておきますし、この予算については認めるわけにはいかないと思っています。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

賛成者の発言を許します。

11番、川崎君。

○11番（川崎直文君） 賛成の発言をいたします。

この案件は、今、事業そのものの内容に入っていますけれども、この3月に策

定されました町の公共施設等総合管理計画の中にしっかりと明確に「屋外競技用の室内練習場として耐震補強、改修工事を実施します」ということをうたっています。この計画にのっとって設計業務、そして今回、入札ということで行われました。この入札について、今回しっかりと確認いたしましたので、ぜひともほかの附帯工事も含めて事業をどんどん先に進めていっていただきたいと思います。

以上で賛成の討論といたします。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

反対者の発言を許します。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） 反対の立場から討論させていただきます。

今回提案されたこの上志比村の旧体育館ですが、当初は、その校舎とともに解体するというのが一番当初の一番最初のあれだったかというふうに私は思っております。

その中から、今ほどの当初の中からいくと、それが変わってきたというふうに私は思っております。そして、屋根つき屋内競技場ということで耐震改修工事を1億円以上の計画立てるわけですが、やはり今後の維持管理、それから何十年後にはまたそれを解体せないかんということを考えると、後世にツケを回すというような形になるんじゃないかというふうに思っております。

そういう面から考えて、私は当初からこの計画に対しては異論を唱えておりましたので、反対の立場をとります。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番、中村君。

○14番（中村勘太郎君） この議案に賛成の立場から意見を申し上げます。

先ほども伊藤議員、酒井議員のほうから、我々の要望であった。従来からの。その初の屋内、室内体育館が、グラウンドが、こういうふうにして整備されるこの契約の締結の今回の議案が上がっているところでございます。

また、今も聞いておりますが、いろんな公共施設のあり方については議論をこれからも深めていかなければいけないというふうに思っているところでございますが、これは計画に入っております前々からの、3年前からですか、それから入っておるこの計画案に沿って、今煮詰めてきてここに至っているわけでございますが、これに加えて永平寺町民の方々も心待ちに待っている施設であろうかというふうに思っているところでございますので、町民の希望ある初の体育館を立派

なものにしていただくために、この請負契約の締結についてしっかり整備をしてもらって契約していただきたいというふうにして賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私は、この原案に対して反対の立場をとらせていただきたいと思います。

といいますのは、今まで私が議員になってからですけれども、新たにつくられてきた公共施設の中で、地区ごとに利用している人の数が非常に少ない地区があるということが一番問題になると思います。といいますのは、温泉がその一番の例だと思います。松岡地区のほうから温泉のほうに出かけていく方というのは非常に少ないということを考えますと、この施設が上志比地区にあること自体、松岡の高齢者もしくは子どもたちが、その施設へ出かけて行って利用することが余り考えられないのではないかとこのことを思うと、ここに多額のお金を投資して施設を維持していくことが本当に必要なかどうかということに対して疑問を感じますので、反対の立場をとらせていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど川崎議員のほうからもお話ありましたが、永平寺町公共施設等総合管理計画の説明はことしの3月に説明をいただき、議会としてもこれを了承したというふうに私は認識をしております。

これを踏まえて、その場で議論していただければよかったんであって、そういう案件が理事者のほうからもこの場でご説明をいただいております。その時点でそういったお話、また提案等、議会とも慎重に審議をしていった経緯があるというふうに認識をしております。

また今、松岡地区からなかなか高齢者の方であったり少年が、スポーツ少年団などで利用される方が少ないというふうな意見もありましたが、私は逆にこういった室内競技場ができることによりまして、松岡地区のスポーツ少年団の方々も利用したいという声を多く聞いておりますので、この案に賛成の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第38号、旧上志比小学校体育館耐震改修工事請負契約の締結についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第39号 消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第11、議案第39号、消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第39号、消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

本入札は、5月26日に執行され、契約相手方と物品購入契約締結をするに当たり、予定価格が1,000万円以上となりますので、地方自治法第96条第1項8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 議案第39号、消防ポンプ自動車（CD-1型）の取得について補足説明をさせていただきます。

議案書4ページをお願いいたします。

本件は、消防団車両整備計画に基づきまして、本年度、松岡春日、松岡葵、松岡神明、松岡清水地区が管轄区域であります松岡中分団のポンプ自動車を更新するものでございます。

入札は、5月26日に施行されており、取得財産の名称、数量でございますが、

消防ポンプ自動車（CD－1型）1台。契約方法といたしましては、指名競争入札でございます。契約金額1,728万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は128万円でございます。契約相手方は、福井県福井市西谷町第21号51番、株式会社セーフティ・ユニオン、代表取締役、松本喜市でございます。

以上、議案の補足説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議ありますか。

自由討議なし。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第39号、消防ポンプ自動車（CD－1型）の取得についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第40号 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD－1型「CAFS装置付」）の取得について～

○議長（齋藤則男君） 日程第12、議案第40号、災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD－1型「CAFS装置付」）の取得についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第40号、災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD－1型「CAFS装置付」）の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

本入札は、5月31日に執行され、契約相手方と物品購入契約締結をするに当たり、予定価格が1,000万円以上となりますので、地方自治法第96条第1項8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する

条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 議案第40号、災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-1型「CAFS装置付」）の取得についての補足説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

本件は、消防本部車両整備計画と緊急消防援助隊増隊登録に伴いまして、今年度、消防本部のポンプ自動車を更新するものでございます。

この入札は、5月31日に施行されており、取得財産の名称、数量でございますが、災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-1型「CAFS装置付」）1台。契約の方法としましては指名競争入札でございまして、契約金額3,553万2,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は263万2,000円でございます。契約相手は、福井県福井市大手3丁目11番4号、暁産業株式会社、代表取締役、荒木伸男でございます。

以上、議案の補足説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） ポンプ車を入れることに異論はないですから。特殊作業車を入れるのに異論はないんですが、ちょっと入札の内容を見て疑問なところだけちょっと言いますけど、ポンプ車と特殊消防ポンプ車ということで、先に入札に付されたやつは93.814%で落札されているんですね。今回のやつは99.836%ということで、6%、500万ぐらい違うのかなと思うんですけど、単純に。

そんなことを考えると、ようわからんですが、これ何かやっぱりこれ以下で応札するなというようなことがあったりするんですかね。99.836というのはほとんど値引きなしという感じなんですけど、どうなんでしょうか。疑問としてあるんですが。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいまの件でございますが、まずこの災害対応特殊消防ポンプ自動車、この金額につきましては業者に対しましては公表はいたしておりません。そうした中で、一応うちのほうの予算計上時に3社の見積書とっております。そうした中で、今回入札された方が自分の会社の消防自動車の単価ということで多分札を入れたんじゃないかなと思っております。

ということで、うちのほうとしましてはこの件に関して、たまたま99.836%ということで、一切こういった形で何ら問題はないと考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 僕は問題があると言っているわけじゃない。要するに行政に問題があると言っているわけじゃなく、業界に問題はないか。そういうことは見てとれないか。

特殊装備、これは自衛隊に発注するところも特殊装備ですけども、そういうところというのはいわゆる最近、談合、高値落札、納入が話題になっているんですね。消防なんかも特殊ですね。そういう意味では、そういうのは全国的にあるのかなって思っただけ。99%というところある意味最近でいえば確かにほかの建物とか建設ではそういうことをしろ、しろってよく言いますけど、物でそういう99%というところかなり厳しい入札かなって思うんです。聞いていて。ちょっとじゃなしに大いに疑問があるところですよ。

別に消防が問題があると言っているわけじゃないですよ。その導入について問題ないですけども、業界に一言どこかで喝を入れられんかなって思うくらいです。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 私のほうも今回の入札業者、これにつきましては指名委員会のほうでこれまでの実績も踏まえて指名をさせていただいております。

私どもとしましては、こういった話し合いとか談合とかそういうものは一切ないと思っております、今回たまたま99.836%ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第40号、災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-1型「CAFS装置付」)  
の取得についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第13 発委第1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第13、発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(川上昇司君) 朗読いたします。

発委第1号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、次のように地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成29年6月14日

永平寺町議会議長 齋藤 則 男 様

提出者 永平寺町議会運営委員会  
委員長 伊藤 博 夫

永平寺町条例第 号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例(平成18年永平寺町条例第156号)の一部を次の

ように改正する。

第2条第1号中、「総務常任委員会 6人」を「総務産業建設常任委員会 9人」に改め、「税務課」の次に「、農林課、商工観光課、建設課、上下水道課」を加える。

同条第2号中、「教育民生常任委員会 6人」を「教育民生常任委員会 9人」に改める。

同条第3号を廃止し、第4号を第3号に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は議決の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の永平寺町議会委員会条例第2条に規定する常任委員会は、平成29年7月31日まで存続するものとし、この条例による改正後の永平寺町議会委員会条例により選任された常任委員は、平成29年8月1日に就任するものとする。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 提案理由の説明を求めます。

12番、伊藤君。

○議会運営委員長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を申し上げます。

発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

永平寺町議会の委員会の改革について検討し、議論を重ねたところ、永平寺町議会委員会条例の一部改正が必要となったことから、今回の条例の改正を提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については可決されました。

～日程第14 陳情第1号 障害者施策に関わる陳情書採択について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第14、陳情第1号、障害者施策に関わる陳情書採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年5月29日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○教育民生常任委員長(滝波登喜男君) ただいま上程されました陳情書につきましては、きょうされん福井支部から提出されております。

障がい者を取り巻く環境の中で、昨今、施設の痛ましい殺傷事件や、あるいはホームへの転落事故等、非常に環境的にも悪化しているということ及び社会情勢の中で非常に閉塞感をもたらし、格差社会が進んでいる中、その被害者になるのが障がい者になるのではないかということでもあります。

そういった中で、きょうされん福井支部のほうから、障がい者が安心して住みやすい地域づくりを永平寺町にもぜひお願いしたいということで陳情を受けました。

陳情の個々の施策については、実現可能、そして今後検討していくということではありますが、この趣旨については非常に賛同するものでありますので、当委員会といたしましては、この陳情書の趣旨採択ということで結論になりました。

以上、報告を終わります。

○議長(齋藤則男君) これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。

陳情第1号、障害者施策に関わる陳情書採択についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

～日程第15 平成28年分陳情第3号 県民の利便性を最優先に、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第15、平成28年分陳情第3号、県民の利便性を最優先に、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成28年11月25日、総務常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

14番、中村君。

○総務常任委員長(中村勘太郎君) それでは、総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

県民の利便性を最優先に、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための陳情について、これは平成28年分陳情第3号について、昨年12月及び3月議会において総務常任委員会において各市町の動向を鑑みまして継続審査を申し出て審議を深めてまいりました。

本委員会において調査を重ねました結果、新幹線を走らせるとJRの線路を在来線が走ることとなるため、並行在来線会社が立ち上がることとなります。しかし、この会社の自主運営は望めなく、赤字補填に各市町から運行に係る補助金を

支払うことが求められます。

特急をそのまま走らせると、JRは特急に従事するための職員約100人規模の人件費を請求することとしています。仮に100人だと最低5億円はかかることとなります。また、新幹線が新大阪へつながるまで、これはいつになるかわかりませんが、この新聞で見ますと2023年の春ごろにもうたっておりませんが、毎年この分の負担金が必要となります。

したがって、どれだけのお金が市町の予算を出さなければならないかがわからないことが考えられます。平成24年に富山市が断念した理由も上記によるものです。

現在、福井駅では新幹線を帯同しておくためのスペースが確保できないことは周知の事実でございます。このため、新幹線は敦賀延伸となることとしています。中京方面のアクセス「しらさぎ」については今後も注視していく委員会での方向性でございます。

当委員会におきまして、以上のことを議論させていただきました。

委員会での採択は、全会一致で不採択といたしましたので、妥当なご決議をよろしく願います。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 北陸新幹線が敦賀まで延伸する。それから先、京都、大阪方面までつながる可能性というのは2030年以降という話を聞いています。

そういう中で、当面、いわゆる阪神や中京方面に行く場合、敦賀まで新幹線が伸びた後、それ以降はどうして行くことになるのか。そういうのは検討されているのか。

いわゆる地方の新幹線については、いわゆる地元負担、三セクを自分たちで運営しろも含めて地元負担が生じていますけれども、東海道ではないんですね。いわゆる地方だけ負担を求めている。それにある意味声も上げないで、いいわ、いいわで進めた結果、県民の足が不便になるのでは問題ではないかと私は思っているところです。

その辺はいかがなんでしょう。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 今、金元議員のほうから、新幹線が大阪までつ

くるのは、阪神、中京方面まで沿線が開通するのは2030年ごろ、まだかかるだろうということで、この間、どのようなアクセスをとというようなことで心配をされている。

前の6月3日の土曜日ですけれども、福井新聞によりますと、西川知事は定例会で北陸新幹線の大阪までの早期全線開業が最優先と。その上で、北陸と中京圏のアクセスの向上を重要なものであると。北陸と中京圏のアクセス、春の北陸新幹線敦賀開業後に、敦賀延伸での乗りかえをスムーズにするために特急の運行本数をふやすことや特急「しらさぎ」の軌道を改良し、運行速度を上げることも提案しているというような現状でございます。

これらにおいても委員会のほうで一応検討、話はさせていただいているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私が聞いているのは、特急をふやすというんですけど、どこからどこまでの特急をふやすんですか。敦賀から向こうについては特急が走るなんて言ってないじゃないですか。快速かもしれないって言われているんですよ。それだけに例えば「サンダーバード」を残すようになるなんていう話は今聞いてない。どんな論議されたのか。

とにかく新幹線ができることで、敦賀まで行くのに、県内に駅というのは芦原温泉、福井、南越しかできないんですね。その間の人たちは普通列車で敦賀まで行くんです。それとも自分の車で敦賀まで行って快速とか、「しらさぎ」は当面あるかもしれないですけども、それに乗ることになるんです。

だから、新幹線ができて便利になるというのはわかるんですけども、極めて不便な状況が長期間続くことに対する代替措置として、新幹線が大阪までつながった後も特急を残せと言っているわけじゃないわけでしょう。その辺はどう論議されたんですかということです。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） 先ほども申し上げましたけれども、特急のアクセスの向上を考える必要があると。どのようにというのは、これから考えていくことでも、検討することでもあると。運行をふやすことなどなどの提案をしていく方向だということで、そういうふうな中身に入って、こちらのほうの委員会、当委員会としてそこまでを心配というよりも話し合う議論はしておりません。

○議長（齋藤則男君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） いや、今、委員長が言われたのは、中村委員長が言われているんですけど、特急の本数なんかをふやすと言っているんですけど、それをきちっと、金沢から走るかどうかは別にして、県内は不便にならないようにしてほしいということについて、特急のアクセス本数なんかをふやすこともって言うけど、そのことを最低限整備すべきでないかということを陳情では言っているんじゃないですか。

言っている意味、わかります？ だから、論議した答弁されている内容と、この結論が矛盾しているんじゃないですかということなんです。

○議長（齋藤則男君） 14番、中村君。

○総務常任委員長（中村勘太郎君） この意見書、昨年12月、また3月に陳情として意見書が来ております。

これはどこへというんでなしに、どこの誰がしからこういうふうに来ておるわけですけども、いろいろその間におきましても、背景、いろいろな議論がされており、スピード感を持って話が変わって、話というより様子が変わっているというような現状。これらも踏まえて、先に議論したことが無になるということではございませんけれども、いろいろなはかり知れないような、また考えられないような、またそういった提案が出てきているというふうなことでありますから、そういったことについていろんな動向、周りの動向、各市町の動向、これらを踏まえて総務常任委員会としては不採択とさせていただいたということでございます。

○議長（齋藤則男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

○9番（金元直栄君） 休憩して、休憩入って、休憩。

暫時休憩いたします。

（午後 2時20分 休憩）

---

（午後 2時21分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、この陳情の趣旨が県民の利便性を最優先に、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書の採択のための陳情です。

これまで、敦賀まで北陸新幹線が延伸した場合、特急が廃止される。並行在来線の特急が廃止されることで、非常に県民が不便になるというのが話題になってきました。

その中で論議されてきたのが、いわゆるフリーゲージトレインとして新幹線が在来線の線路の上を、いわゆる車輪幅を縮めることで乗りかえなしで走れる方法ができないかという県の提案でもあったし、研究だったと思う。

ところがここに来て、フリーゲージトレインは現実的に開発が、敦賀開業時には難しいということで、それはそれで利用する県民の利便性は別にして、そこで裁ち切れになってしまっているんです。つまり乗りかえして京都、大阪、もしくは名古屋方面へは乗りかえして行ってくれ。

先ほども言いますように、新幹線の県内での駅というのはいわゆる小浜回りでできれば別ですが、敦賀までの間ですと南越駅と福井駅と芦原温泉駅、3つです。これを特急と同じように利用せよというのは非常に無理があります。快速も走っていません。

そういうことを考えると、ここで県民のやっぱり利便性を、新幹線を進める人たちも利便性を確保するという意味では、例えば防衛大臣をやられている稲田さんも特急は残します。そうしますということ saying it in that way. そんな課題なのに、これを否決するという心情がわかりません。新幹線で不便になる。こういう想定はされていないはず。高速交通体系の整備というのは国家的な課題だと思うんです。

なら、国に対しても自治体、県挙げていろんな要望していく。単に原発の代替補償として、いわゆる小浜回りをゴリ押しした。そんなことが全国に知られないためにも、大いに打ち消すためにも新幹線で県民の生活が豊かになる。そういう方向を示す意味では、最低限不便をかけると言われている10年、15年の間を

特急確保というのは県民、または町民を代表している議会のやっぱり責務ではないか。これを否決するというのはとてもじゃないけど考えられないという立場で、私は陳情採択に賛成の立場をとります。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

6番、江守君。

○6番（江守 勲君） 私は、原案に反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、今回、永平寺町議会に提出されております陳情書は、福井県内17市町全てに提出されているわけではないということもお伺いしておりますし、こういった在来線を残した場合の費用負担の担保がしっかりと明確にとられていないということもありますし、また意見書の採択のための陳情書でございますが、意見書提出の宛て先がどこに書いてあるのかなということがちょっと腑に落ちない。

そういった件からいろいろ考えまして、私は今回、この陳情に反対の立場をとらせていただきます。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

16番、長岡君。

○16番（長岡千恵子君） 私は賛成の立場をとらせていただくんですけども、実はほかの北陸新幹線以外の今まで開通して営業運転をしている新幹線のところで、並行在来線の特急が走っているところはたしか東海道ぐらいしかなかったというふうに記憶しております。

その中で、非常にこの「サンダーバード」「しらさぎ」を北陸新幹線開通後も残すというのは難しい話だということは重々承知はしておりますが、福井県の経済圏というのを考えますと、これは東京ではなくてやはり名古屋、大阪というのがその中心をなしているというふうに考えられます。そういうところから考えますと、金沢や富山とは全く条件が違うということをまず認識していただきたいというふうに思います。福井の経済が全く発展しなくなってしまうという可能性がこの並行在来線に特急が走らなくなるということを出てくるのではないかとこのように懸念いたします。

となると、やはり「サンダーバード」あるいは「しらさぎ」を残して、大阪、名古屋との経済交流がより発展していくことを望まなければいけないのではないかとこのように思います。

それを考えますと、敦賀で乗りかえして大阪へ行く、あるいは名古屋へ行く。

これは余りにも利便性の部分からいいますと問題があるのではないかというふうに思いますので、この原案に賛成したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

平成28年分陳情第3号、県民の利便性を最優先に、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択についての件を採決します。

この採決は不採択もしくは採択することの採決でございます。

起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

では、本件を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（齋藤則男君） 起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時29分 休憩）

---

（午後 2時30分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第16 閉会中の継続審査の申出～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第16、委員会の閉会中の継続審査の申出の件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午後 2時31分 休憩)

---

(午後 2時31分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る5月25日開会以来17日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝を申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、理事者におかれましては、会期中その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

平成29年第3回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長(河合永充君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、本定例会にご提案申し上げました平成29年度補正予算を初めとする重要案件について慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、5月25日に行われたあすの福井県を創る協会の総会において、東古市

まちづくり協議会が会長表彰を受けられました。同協議会は、永平寺口駅周辺でのイベント活動などを通して地域内の活性化に寄与されており、心から敬意を表するとともに、ますますのご発展をお祈りいたします。

今月の11日には、永平寺参ろ一ど禅ウォーキングが開催され、約700人の参加をいただいております。今回は、永平寺参ろ一どで自動走行実証実験が始まることをチラシ等でお知らせするとともに、ご理解とご協力をお願いしたところ です。

また、7月7日には河川協力団体NPOドラゴンリバー交流会永平寺支部主催の七夕の夕べが九頭竜川鳴鹿大堰周辺で開催されます。国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所を初め九頭竜川中部漁業協同組合など各種団体や企業の皆様にご支援とご協力をいただき、水辺空間を活用した新たなイベントとして期待しており、多くの皆様にご参加いただきたいと思います。

元気な地域や安全な地域にするためには、人と人とのつながりを生かしたネットワークを地域づくり活動に結びつけることが重要であります。また、地域の課題解決に向けて、地方創生と連動させ、各地区の個性を大切にしながら、町民が主役のまちづくりを進めていくことが特色ある発展につながっていくものと考えております。

さらに、町内外の若者、学生が永平寺町のよさを発見、認識していただき、まちづくりに参画する機会が高まればと考えております。

町としましても関心を持っていただくための仕掛けの一つとして、さまざまなイベントへの支援や町の住みやすさ、魅力発信に取り組んでまいります。

木々の緑も深みを増して、これから暑さの増す季節を迎えますので、議員の皆様におかれましては健康に十分留意され、町勢発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午後 2時35分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員